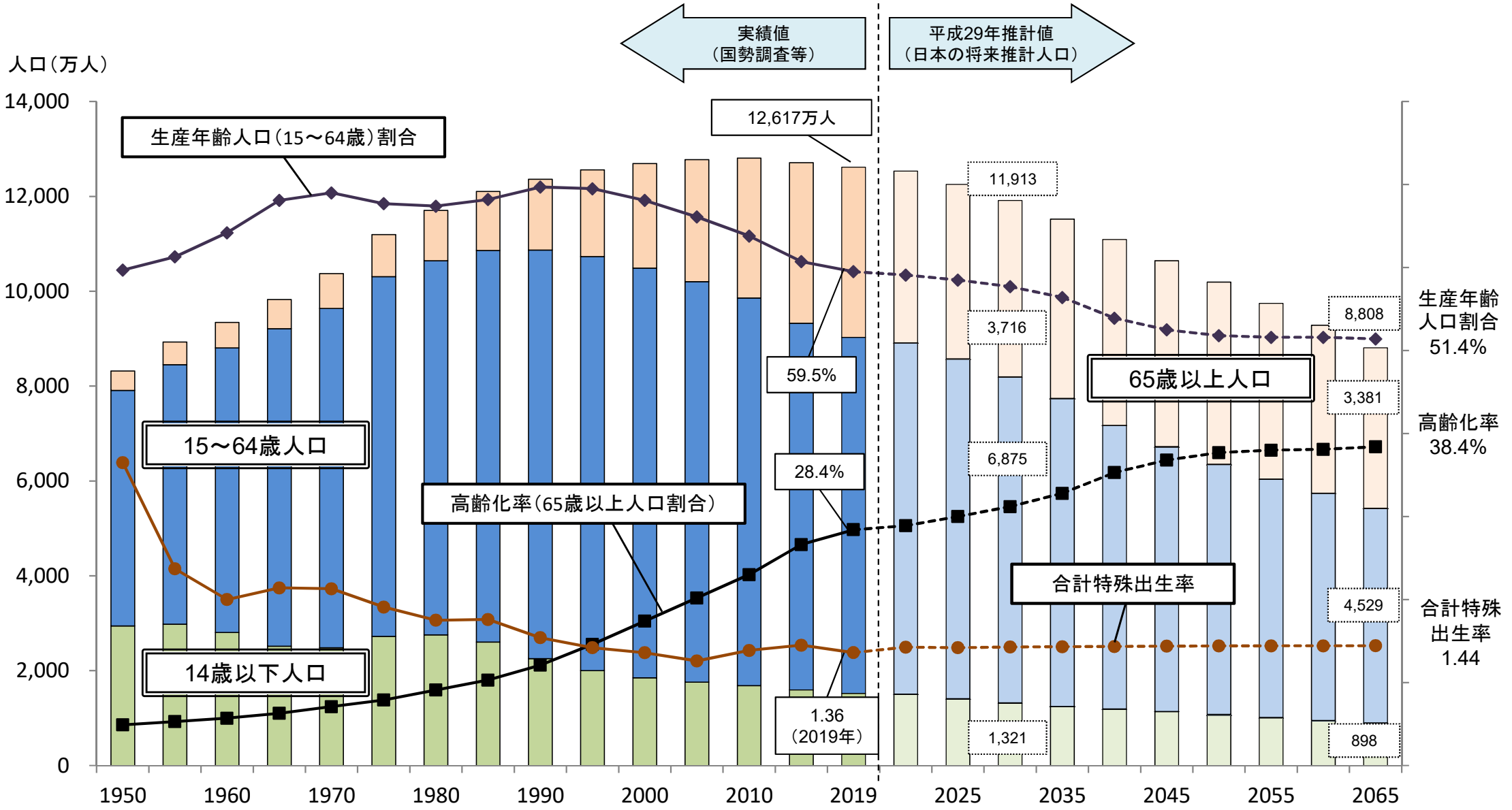
資料2

地域における保育所・保育士等に関する検討会
参考資料集

日本の人口の推移

○ 日本の人口は今後も減少基調が続くことが見込まれる。

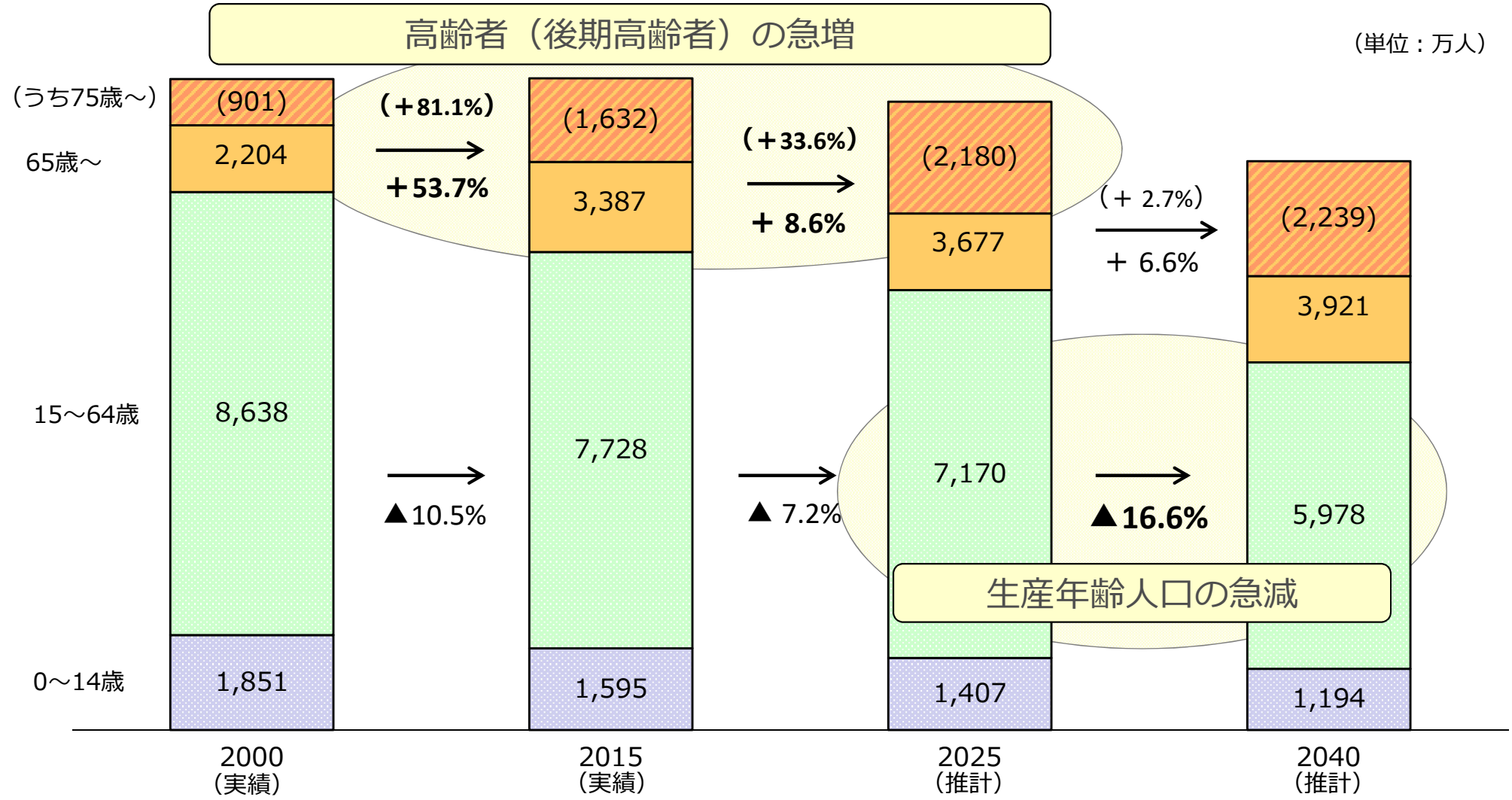


（出所）　2019年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月１日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

○ 特に生産年齢人口は今後急減するものと見込まれる。

【人口構造の変化】



（出所）総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

第５回事務局提出資料

令和３年４月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日公表資料

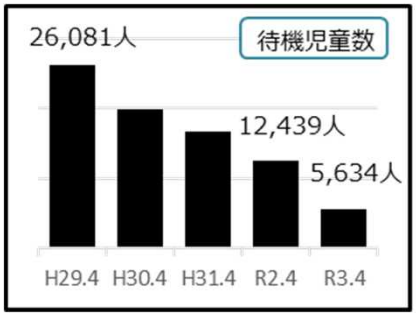
①待機児童の状況

待機児童数：5,634人
（対前年▲6,805人）

（※調査開始以来、**３年連続で最少**）

・**８割超**の市区町村（1,429）で**待機児童を解消**

・待機児童数が**５０人以上**の自治体は**２０自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R３年度	1,429	292	16	4
	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%
対前年	88	▲ 33	▲ 37	▲ 18
R２年度	1,341	325	53	22

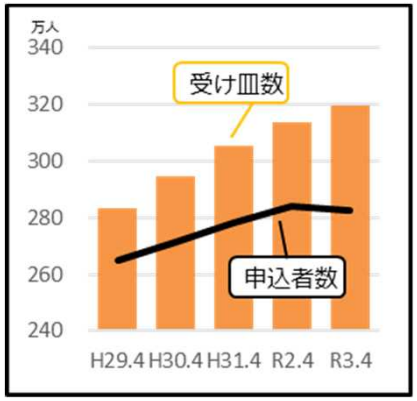
②待機児童数の減少要因

令和３年４月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

・**保育の受け皿拡大**に加え、

・**新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え**

が考えられる。



③女性就業率の推移

・**令和２年は減少**しているが、

・**令和３年は再び上昇**

⇒　今後、**保育ニーズ（申込者数）も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

女性・25～34歳

	R1	R2	R3
1月	0.5	0.8	1.7
2月	1.0	1.4	0.1
3月	0.6	1.7	0.4
4月	▲ 0.6	1.0	1.4
5月	0.6	1.3	0.8
6月	1.5	0.2	2.2
7月	1.6	▲ 2.2	
8月	2.1	▲ 2.1	
9月	1.3	▲ 2.4	
10月	1.3	▲ 0.9	
11月	1.1	2.5	
12月	1.9	0.8	

女性・35～44歳

R1	R2	R3
0.9	0.8	0.1
1.4	▲ 0.1	▲ 0.3
0.6	▲ 0.5	0.5
▲ 0.4	▲ 1.7	1.8
▲ 0.1	▲ 1.2	1.2
2.4	▲ 2.0	0.5
1.2	▲ 1.5	
1.0	▲ 1.4	
1.5	▲ 0.5	
1.8	0.7	
2.1	▲ 0.6	
1.2	▲ 0.3	

※　なお、子育て安心プラン（目標：H30-R2の間で32万人分）の受け皿拡大量（実績）は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

○　**新型コロナウイルス感染症の終息後**を見据え、令和３年度からスタートした**「新子育て安心プラン」**に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。

○　各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。

○　その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペースなどあらゆる子育て資源を活用**する。

令和３年４月調査における各自治体の保育の**受け皿拡大量（見込み）**

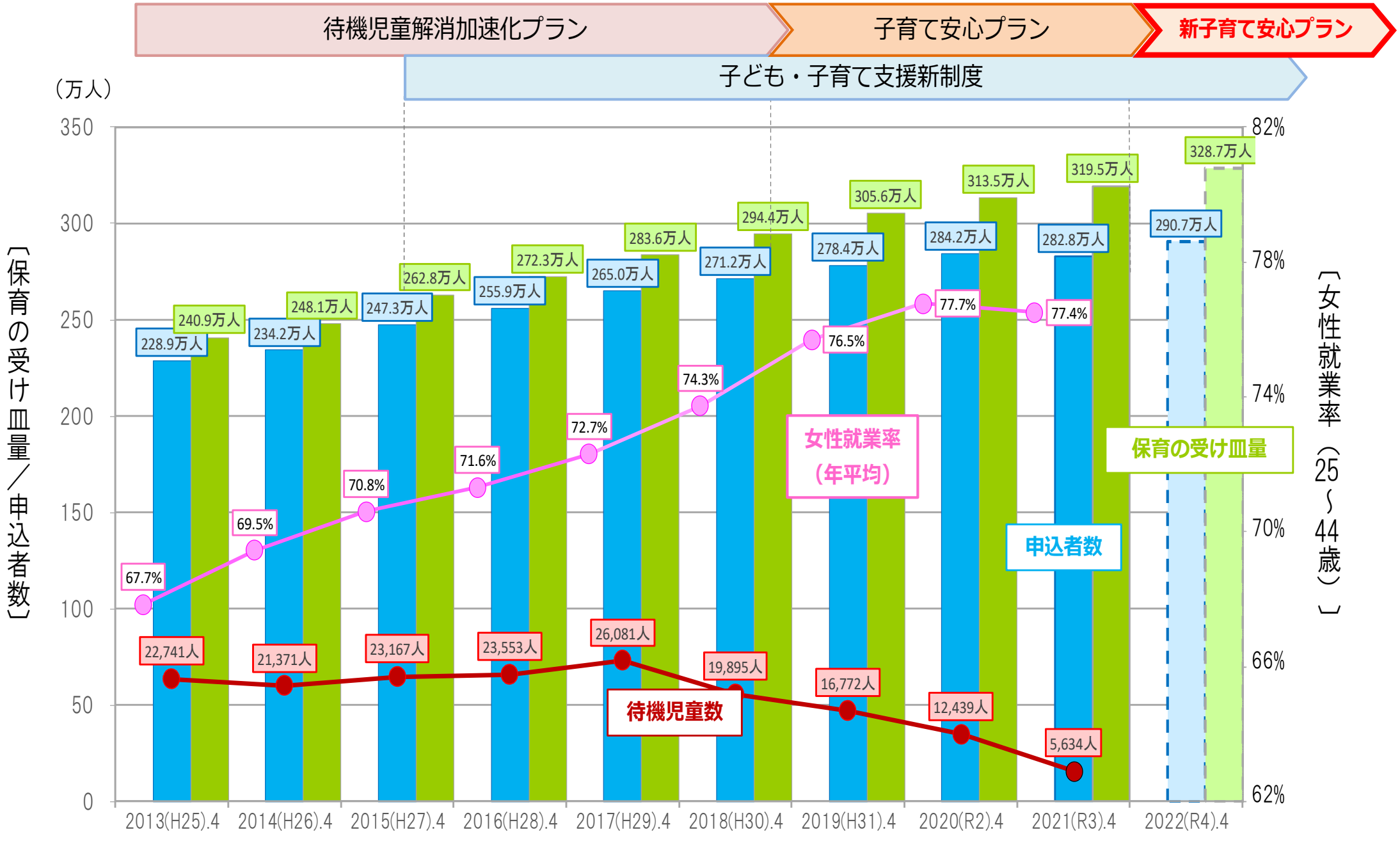
	令和３年度	令和４年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人

	令和５年度	令和６年度
受け皿拡大量	1.9万人	1.1万人

４か年合計	新プラン目標
14.2万人	約14万人

第１回事務局提出資料
（一部修正）

保育所の利用児童数等の推移

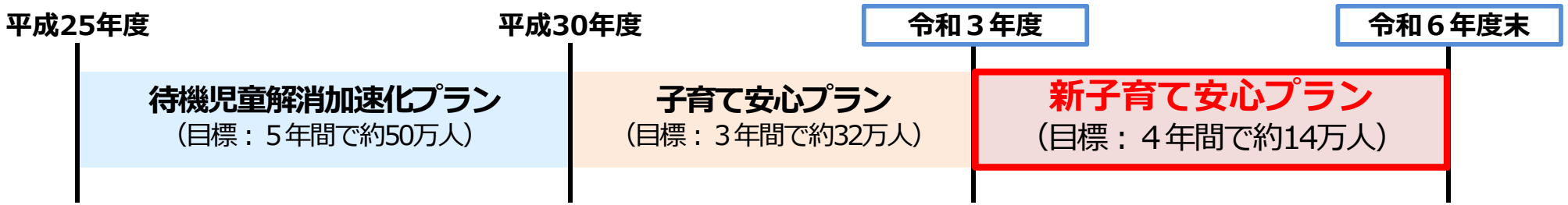


第１回事務局提出資料

新子育て安心プランの概要

○ **令和３年度から令和６年度末までの４年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

・第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
（参考）平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和７年の政府目標：82% (第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略)



○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援
（例）
・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援
（例）
・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
（待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする）
・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
（送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う）

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

（例）
・**保育補助者の活躍促進**（「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃）
・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
（待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士１名必須との規制をなくし、それに代えて２名の短時間保育士で可とする）
・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
（現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加）

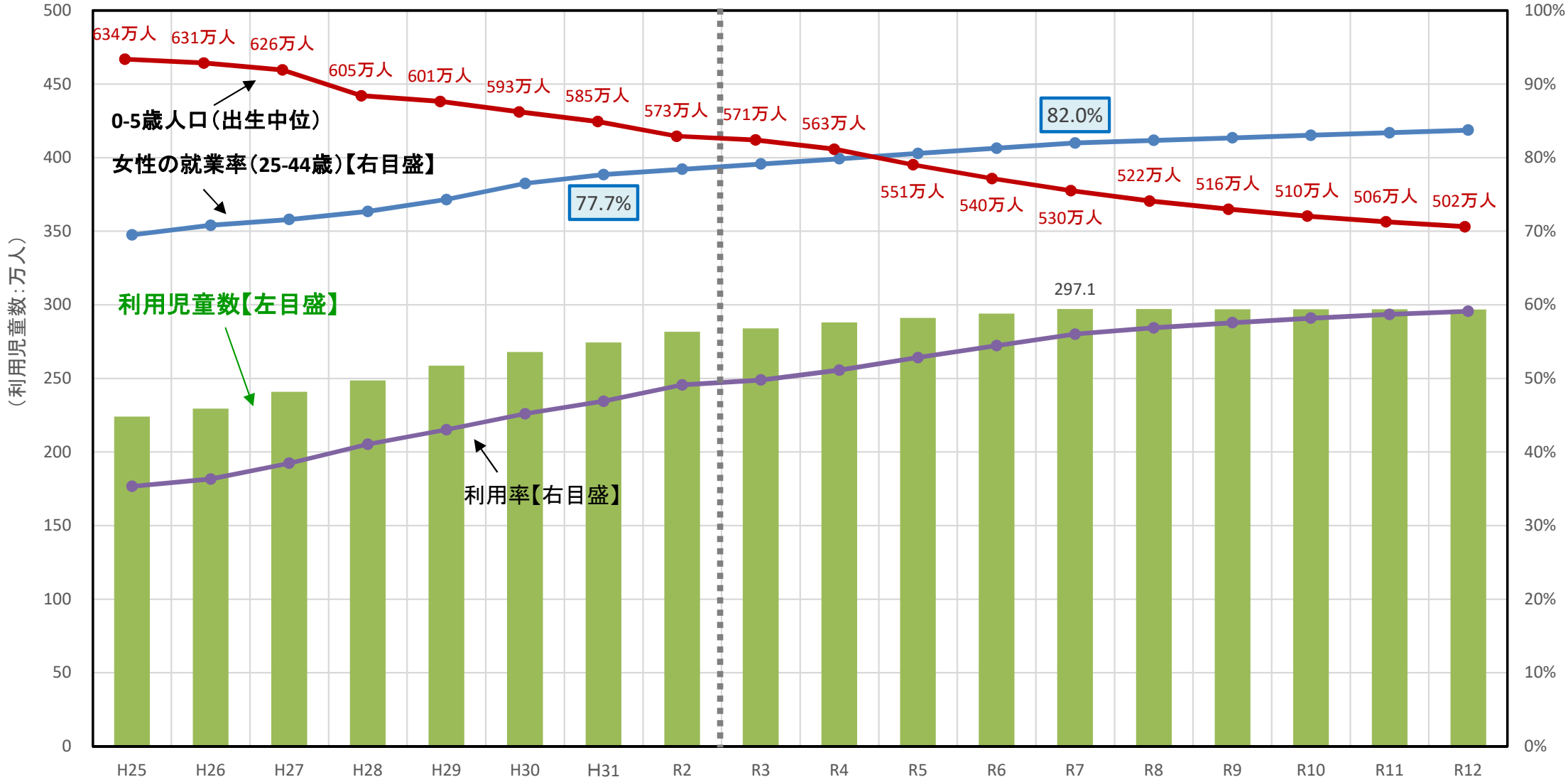
③地域のあらゆる子育て資源の活用

（例）
・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**（施設改修等の補助を新設）
や小規模保育（待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化（３人増し→６人増しまで可とする））**の推進**
・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和３年度税制改正で対応】
・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**（１日１枚→１日２枚）
・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

第１回事務局提出資料
（一部修正）

保育所の利用児童数の今後の見込み

○保育所の利用児童数のピークは令和７年となる見込み。



上図の利用児童数は、０～５歳人口を基に、女性の就業率（令和７年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。

※１　０～５歳人口については、子どもの推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による。

※２　女性の就業率については、令和７年に82%との目標（第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年３月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。

※３　保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

第５回事務局提出資料

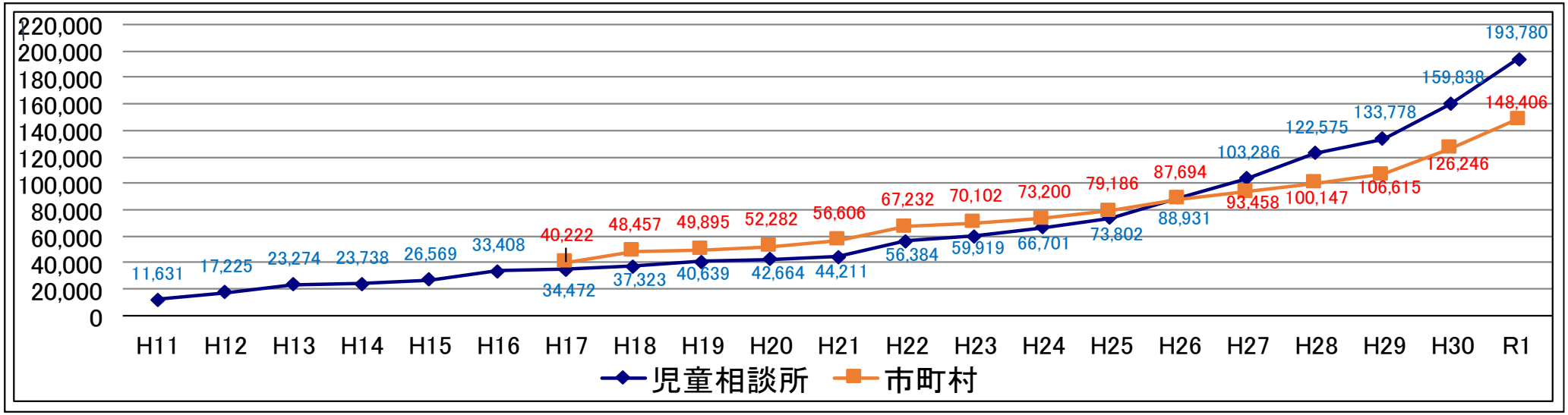
児童虐待相談対応件数の推移、虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

令和３年４月23日
社会的養育専門委員会資料より

○　児童相談所や市町村における**虐待相談対応件数は年々増加**しており、**令和元年度**においては、**児童相談所の児童虐待相談対応件数が193,780件**、**市町村の児童虐待相談対応件数が148,406件**であった。

○ 児童相談所や市町村において**虐待相談として対応した子ども**について、**小学校入学前である割合は4割～5割程度**となっている。また、**小学生である割合も3割～4割程度**である。

■児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数の推移



※　平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県等を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

■児童相談所および市町村において虐待相談として対応した子どもの年齢構成の推移（左が児童相談所、右が市町村）

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小　学　生	中　学　生	高校生・その他	総　数
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)
平成30年度	32,302(20.2%)	41,090(25.8%)	53,797(33.7%)	21,847(13.7%)	10,802(6.8%)	159,838(100.0%)
令和元年度	37,826(19.5%)	49,660(25.6%)	65,959(34.0%)	26,709(13.8%)	13,626(7.0%)	193,780(100.0%)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小　学　生	中　学　生	高校生・その他	総　数
平成21年度	12,280　(21.7%)	15,981　(28.2%)	20,268　(35.8%)	6,220　(11.0%)	1,857　(3.3%)	56,606　(100.0%)
平成22年度	15,330　(22.8%)	18,716　(27.8%)	23,358　(34.7%)	7,292　(10.8%)	2,536　(3.8%)	67,232　(100.0%)
平成23年度	15,803　(22.5%)	19,112　(27.3%)	24,579　(35.1%)	8,047　(11.5%)	2,561　(3.7%)	70,102　(100.0%)
平成24年度	16,677　(22.8%)	19,738　(27.0%)	25,667　(35.1%)	8,227　(11.2%)	2,891　(3.9%)	73,200　(100.0%)
平成25年度	17,915　(22.6%)	21,027　(26.6%)	27,568　(34.8%)	9,153　(11.6%)	3,523　(4.5%)	79,186　(100.0%)
平成26年度	20,528　(23.4%)	22,998　(26.2%)	29,805　(34.0%)	10,419　(11.9%)	3,944　(4.5%)	87,694　(100.0%)
平成27年度	22,074　(23.6%)	23,828　(25.5%)	31,516　(33.7%)	11,330　(12.1%)	4,710　(5.0%)	93,458　(100.0%)
平成28年度	23,159　(23.1%)	28,663　(28.6%)	32,823　(32.8%)	11,524　(11.5%)	3,978　(4.0%)	100,147　(100.0%)
平成29年度	25,357　(23.8%)	29,920　(28.1%)	34,527　(32.4%)	12,162　(11.4%)	4,649　(4.4%)	106,615　(100.0%)
平成30年度	29,670　(23.5%)	36,778　(29.1%)	40,810　(32.3%)	13,666　(10.8%)	5,322　(4.2%)	126,246　(100.0%)
令和元年度	33,814　(22.8%)	42,820　(28.9%)	48,812　(32.9%)	16,450　(11.1%)	6,510　(4.4%)	148,406　(100.0%)

※市町村の平成22年度は、**岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県**を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】

児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

令和３年４月23日
社会的養育専門委員会資料
より数値等更新

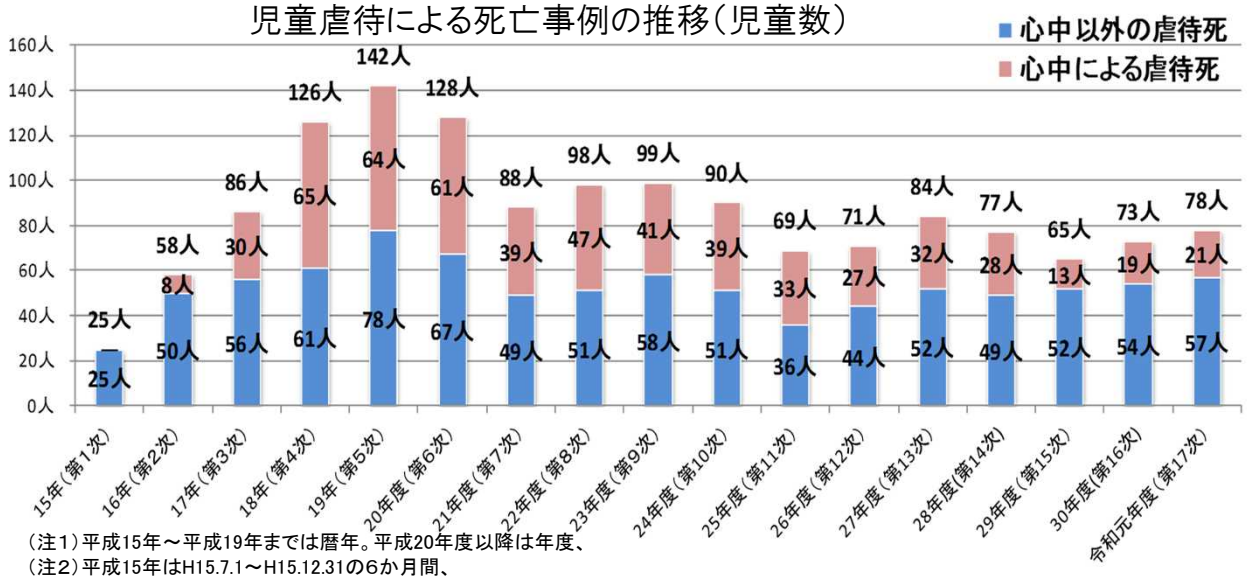
○　**毎年、児童虐待による死亡事例が発生**しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい。**（令和元年度心中以外の虐待死は57人）

○　年齢別でみると、

・　０歳児が最も多く（令和元年度心中以外の虐待死　49.1%）、そのうち月例０か月児の死亡は39.3%であった。

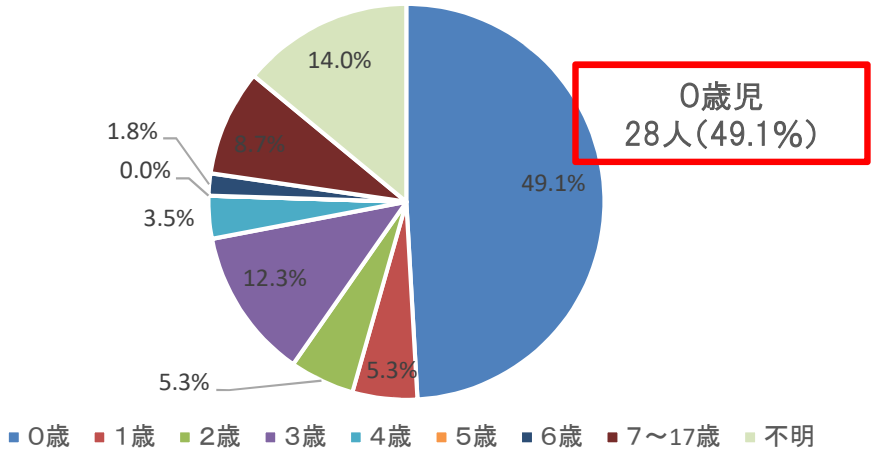
・　**２歳児以下**の割合は**約６割**（59.7%）を占めている。

児童虐待による死亡事例の推移（児童数）

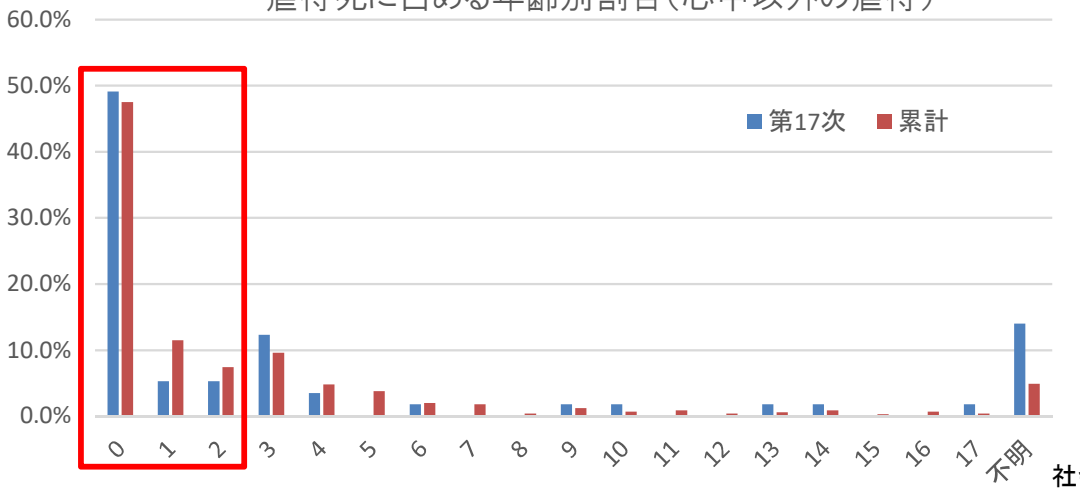


（注１）平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、
（注２）平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、
（注３）平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

死亡時点の子どもの年齢（心中以外の虐待）



虐待死に占める年齢別割合（心中以外の虐待）



死亡した0歳児の月齢

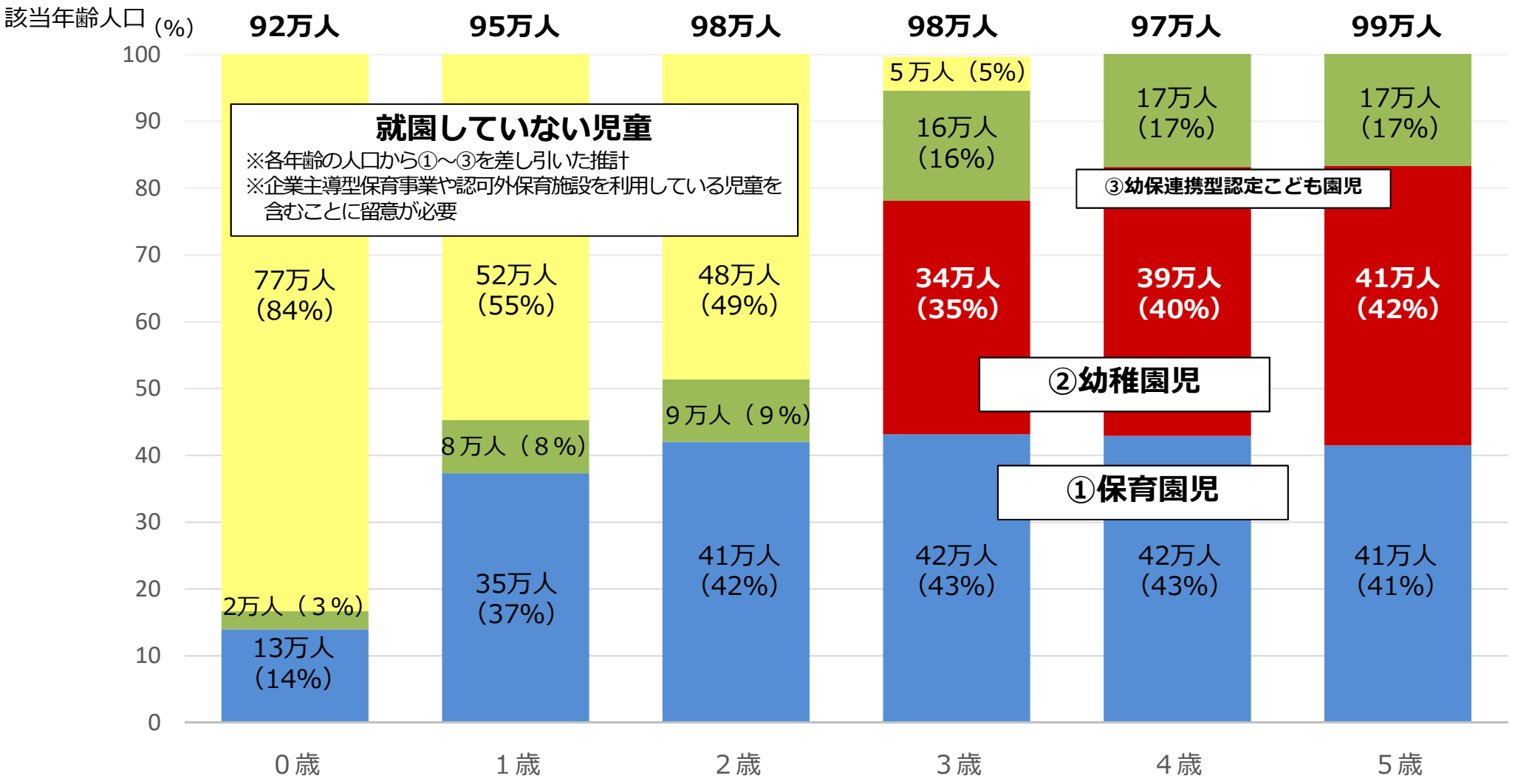
区分	第16次						第17次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）			心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%	11 (2)	39.3%	39.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%	4 (3)	14.3%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%	5 (5)	17.9%	71.4%	2 (0)	50.0%	50.0%
3か月	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%	3 (1)	10.7%	82.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	1 (0)	25.0%	75.0%
5か月	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
6か月	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
7か月	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%	2 (1)	7.1%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
8か月	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
9か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
10か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	2 (2)	7.1%	96.4%	0 (0)	0.0%	75.0%
11か月	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%	1 (0)	3.6%	100.0%	1 (1)	25.0%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%	28 (14)	100.0%	100.0%	4 (1)	100.0%	100.0%

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

第１回事務局提出資料
（一部修正）

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）

○　未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は０～２歳児となっている。

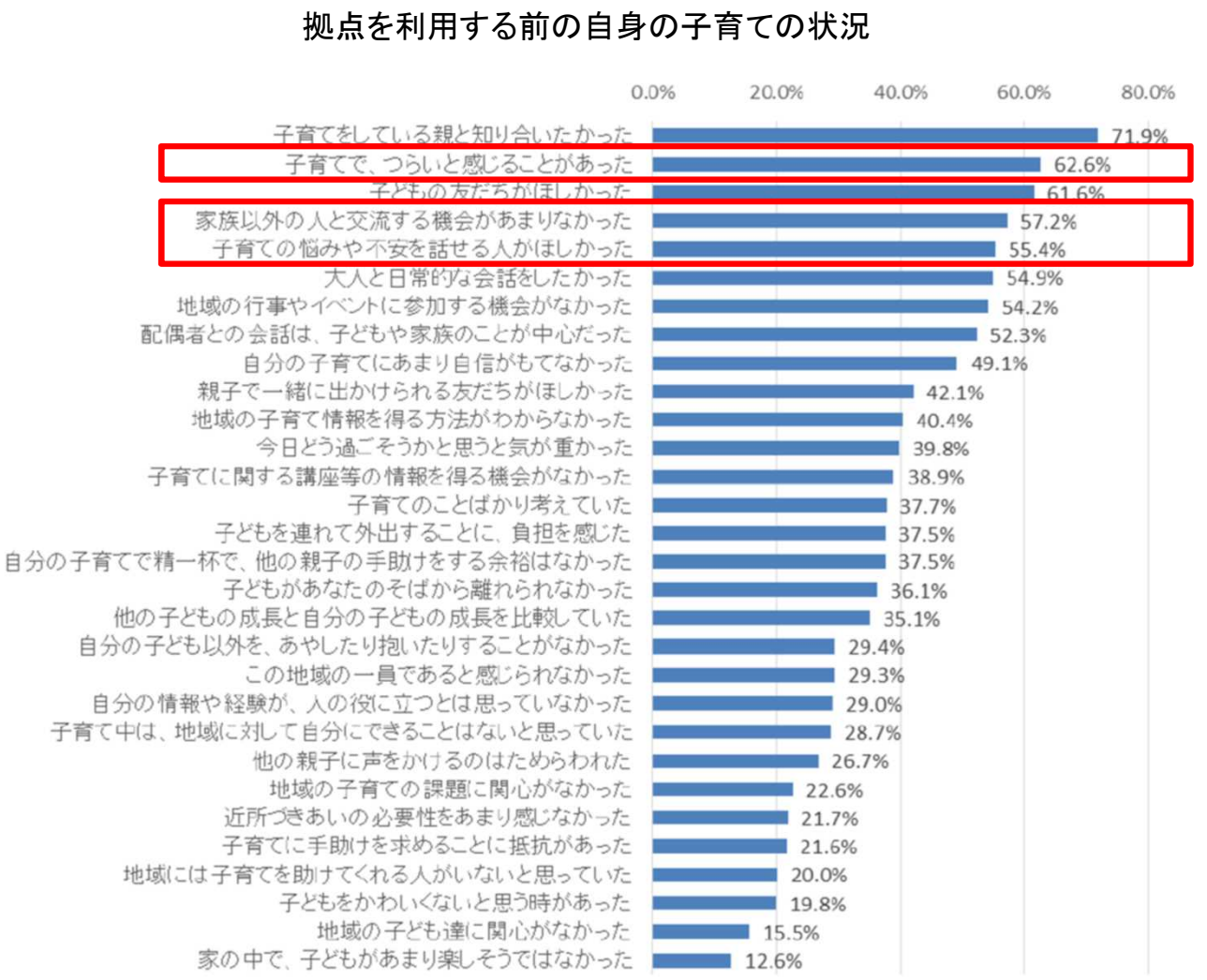


※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月１日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より１歳上の年齢の数値を合計し、２で除して算出したもの。
※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成３１年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年５月１日現在）より。
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成３１年４月１日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。４歳と５歳の数値については、「待機児童数調査」の４歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成３０年10月１日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

第１回事務局提出資料
（一部修正）

子育て家庭の置かれている子育ての状況

○ **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、拠点**を利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。



※ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に１拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

人口減少地域等における保育所の在り方

保育所の運営の困難状況

○人口減少の影響下にある市町村では、定員割れにより保育所の運営が困難な状況が相対的に顕著。

Q　自治体において、人口減少の影響により、域内の保育所等の多くが定員割れを起こし運営の継続が困難となっている事態は生じてますか。

	全体(n=897)		A-1（n=307）		A-2(n=119)		B-1(n=225)		B-2(n=246)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
自治体全域において生じている	29	3.2%	*21*	*6.8%*	1	0.8%	6	2.7%	*1*	*0.4%*
自治体内の一部地区において生じている	119	13.3%	48	15.6%	*37*	*31.1%*	23	10.2%	*11*	*4.5%*
生じていない	738	82.3%	*235*	*76.5%*	*79*	*66.4%*	192	85.3%	*232*	*94.3%*
把握していない	11	1.2%	3	1.0%	2	1.7%	4	1.8%	2	0.8%

オレンジ：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が高い　ブルー：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が低い

（参考）自治体の分類の考え方
○分類Ａの考え方…**過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村**を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類
・分類Ａ－１…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
・分類Ａ－２…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む
○分類Ｂの考え方…分類Ａに該当しない地域を、**将来的に人口減少の可能性のある市町村**とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類
・分類Ｂ－１…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
・分類Ｂ－２…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

（出所）令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査」より

保育所の統廃合の状況

○一部過疎地域等を含む市町村では、保育所の統廃合が行われた（予定を含む）割合が相対的に高い。

Q　平成27年度以降の貴自治体内保育所等の統廃合について教えてください。

	全体(n=898)		A-1（n=308）		A-2(n=119)		B-1(n=225)		B-2(n=246)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
統廃合をした	344	38.3%	116	37.7%	*66*	*55.5%*	81	36.0%	*81*	*32.9%*
これまで統廃合をしていないが、今後、統廃合を行う予定がある	142	15.8%	*37*	*12.0%*	20	16.8%	44	19.6%	41	16.7%
これまで統廃合をしておらず、今後も、統廃合を行う予定はない	412	45.9%	155	50.3%	*33*	*27.7%*	100	44.4%	124	50.4%

オレンジ：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が高い　ブルー：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が低い

（注）本調査研究においては、併せて行われたヒアリング調査の結果も踏まえると、Ａ－１の自治体は、統廃合を実施済み、あるいは施設数が少なく統廃合の選択をとる段階にはない自治体が多いと推察されている。

（参考）自治体の分類の考え方
○分類Ａの考え方…**過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村**を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類
・分類Ａ－１…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
・分類Ａ－２…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む
○分類Ｂの考え方…分類Ａに該当しない地域を、**将来的に人口減少の可能性のある市町村**とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類
・分類Ｂ－１…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
・分類Ｂ－２…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

（出所）令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査」より

保育所の統廃合の理由

○人口減少地域等では、統廃合を行った理由の一つとして多機能化や定員充足率向上を挙げる割合が一定程度存在する。

Q　「統廃合をした」と回答した自治体に伺います。統廃合の理由を教えてください（複数回答）。

	全体(n=344)		A-1（n=116）		A-2(n=66)		B-1(n=81)		B-2(n=81)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
施設の老朽化	181	52.6%	*48*	*41.4%*	38	57.6%	46	56.8%	49	60.5%
保育所等の運営の効率化	162	47.1%	51	44.0%	33	50.0%	45	55.6%	33	40.7%
認定こども園に統合することで多機能化を図るため	154	44.8%	51	44.0%	29	43.9%	44	54.3%	30	37.0%
定員割れの施設を統廃合し、定員充足率を上げるため	103	29.9%	39	33.6%	23	34.8%	22	27.2%	19	23.5%
その他	72	20.9%	25	21.6%	14	21.2%	13	16.0%	20	24.7%

オレンジ：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が高い　ブルー：p＜0.05,全体の割合と比べて割合が低い

（参考）自治体の分類の考え方
○分類Ａの考え方…**過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村**を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類
・分類Ａ－１…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
・分類Ａ－２…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む
○分類Ｂの考え方…分類Ａに該当しない地域を、**将来的に人口減少の可能性のある市町村**とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類
・分類Ｂ－１…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
・分類Ｂ－２…0～4歳人口の将来推計人口の2010～2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

（出所）令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査」より

公私連携型保育所等について

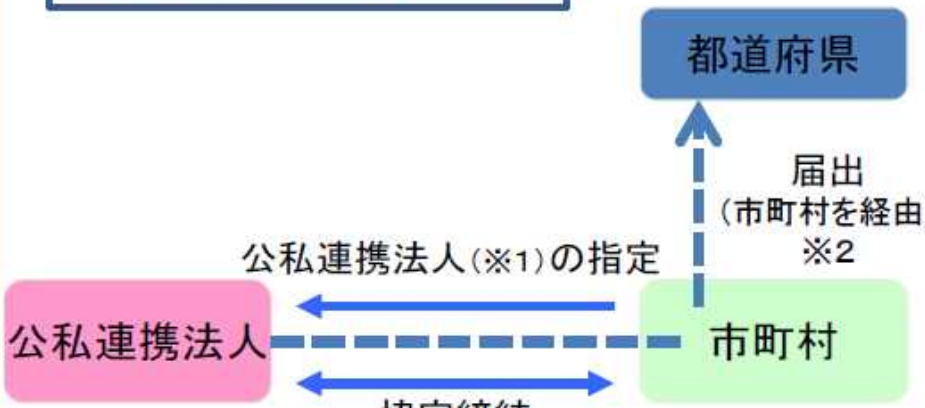
基本的な考え方について

○ 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。

○ そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。

○ このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。

公私連携施設のスキーム



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能（ただし、公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。）。

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

＜協定締結事項＞

① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園（公私連携型保育所）の名称及び所在地
② 公私連携幼保連携型認定こども園（公私連携型保育所）における教育・保育・子育て支援事業（保育・子育て支援事業）に関する基本的事項
③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
④ 協定の有効期間
⑤ 協定に違反した場合の措置
⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園（公私連携型保育所）の設置及び運営に関し必要な事項

第４回事務局提出資料
（一部修正）

社会福祉連携推進法人について

令和３年５月14日とりまとめ

○ 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。

○ ２以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

理事会
（理事６名以上・監事２名以上）

※ 代表理事１名を選出
※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
（法人運営に係る重要事項の議決機関）

※ 原則１社員１議決権
※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
（社員総会・理事会は意見を尊重）

社会福祉連携推進評議会
（3名以上）

※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

認定・指導監督
所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

【法人運営のポイント】

○ 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
○ 社会福祉連携推進業務の実施（以下の６業務の中から全部又は一部を選択して実施）
○ 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可（社会福祉事業や同様の事業は実施不可）
○ 社員からの会費、業務委託費等による業務運営（業務を遂行するための寄附の受付も可）
○ 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可（業務を遂行するための財産の保有も可）

①地域福祉支援業務
・地域貢献事業の企画・立案
・地域ニーズ調査の実施
・事業実施に向けたノウハウ提供　等

②災害時支援業務
・応急物資の備蓄・提供
・被災施設利用者の移送
・避難訓練
・BCP策定支援　等

③経営支援業務
・経営コンサルティング
・財務状況の分析・助言
・事務処理代行　等
※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

④貸付業務
・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
※ 貸付け毎に所轄庁の認可が必要
※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近３カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限
※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

⑤人材確保等業務
・採用・募集の共同実施
・人事交流の調整
・研修の共同実施
・現場実習等の調整　等

⑥物資等供給業務
・紙おむつやマスク等の物資の一括調達
・給食の供給　等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

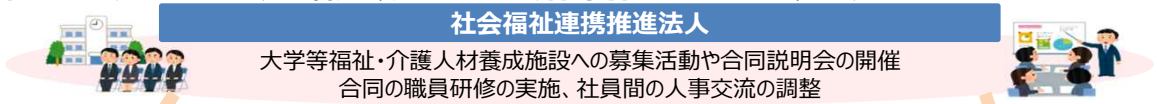
社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】　※ ２以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人
社会福祉事業を経営する法人
社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人
社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人のイメージ（介護施設における人材確保に活用する場合）



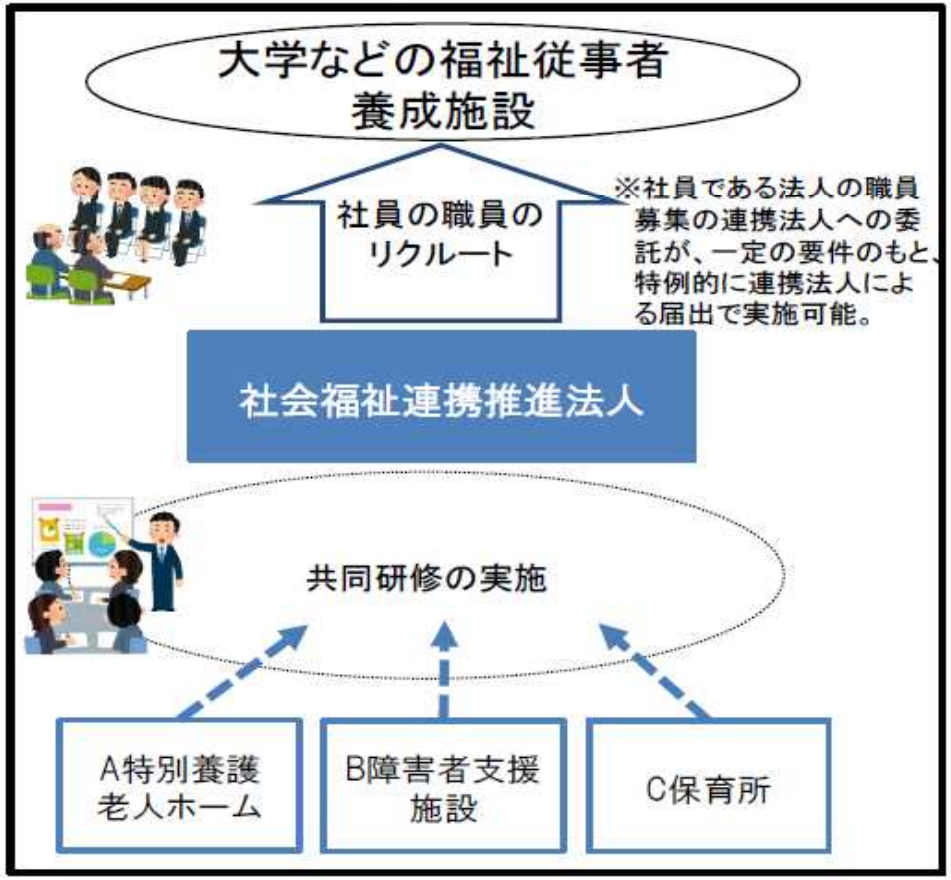
⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人の業務のイメージ

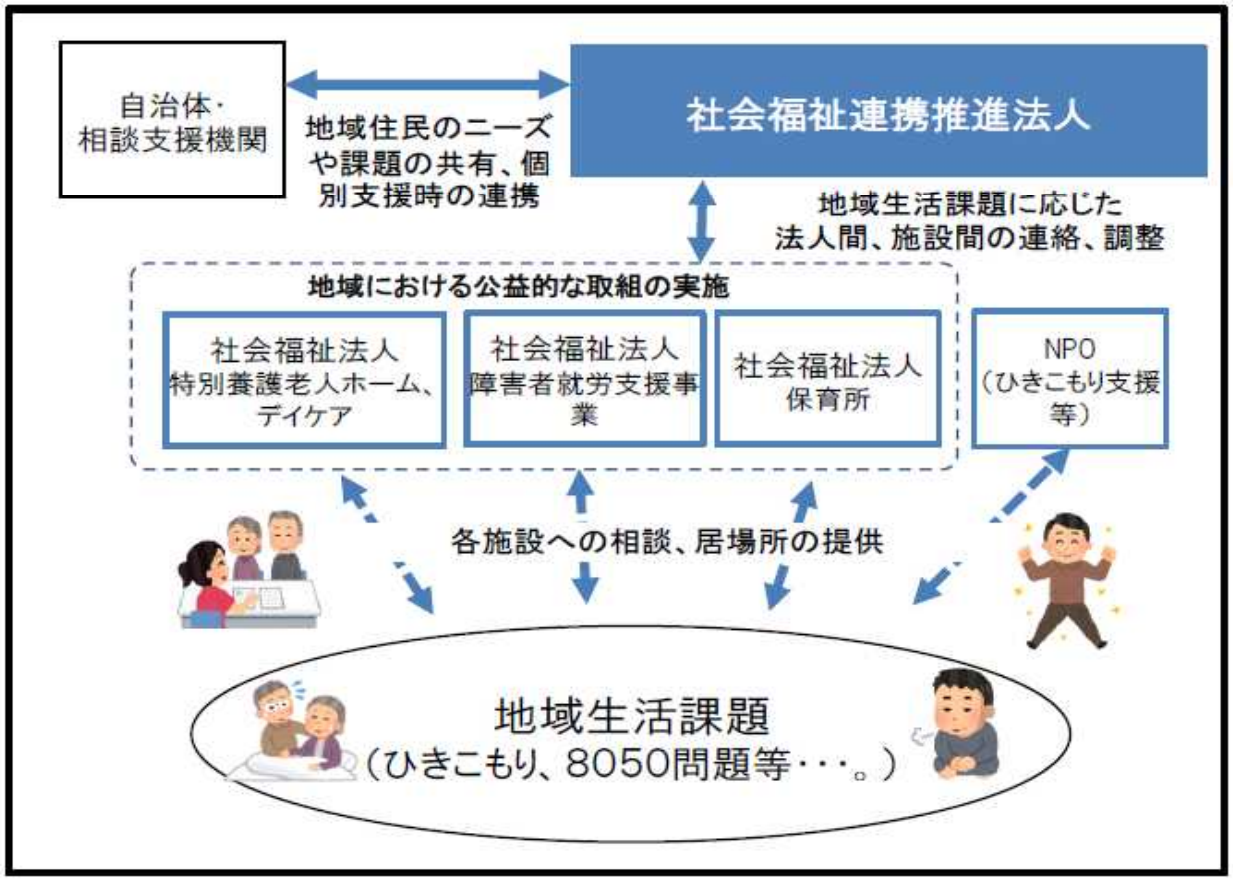
○ 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の１つとして制度化。

○ 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

（例）社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



（例）各社員（施設）が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



第４回事務局提出資料

人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究

（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

１．本調査研究の目的

● 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
・利用定員を満たさない状態での施設運営、
・継続利用の確保など、
地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、**安定的な事業継続が困難な状況**が生じる可能性がある。

● 令和２年度調査では、全国の市町村に対してアンケート調査及びヒアリングを実施したところ、本年度は、**全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにする。**
また、先進的な取組事例を調査することで、地域課題の類型化・課題ごとの対応策の検討を行う。

２．本調査研究の概要

●以下の３つを組み合わせて実施予定。

①保育所等に対するアンケート調査
全国の保育所等に対して、保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

②先進的な取組を実施している保育所等に対するヒアリング調査
施設に対するアンケート調査の結果を踏まえ、人口減少地域を中心に先進的な取組みを行っている施設（20~40施設程度）から、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③研究会の開催
自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①、②の結果に加え、過年度の調査研究結果等も踏まえ、人口減少地域等の課題の明確化、課題類型ごとの保育のあり方に関する解決方策について具体的に検討、整理する。

（参考）子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）抄
「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

第４回事務局提出資料

保育所等整備交付金

（令和３年度予算）４９７億円　→　（令和４年度概算要求）５３３億円＋事項要求

【趣　　旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

（※）市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の４の３に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

・保育所整備事業
・認定こども園整備事業（幼稚園型）
・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業
・防犯対策強化整備事業

≪事項要求≫

・　新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）
・　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に必要な経費。

【実施主体】　市区町村

【設置主体】　社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）
国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４

第４回事務局提出資料

保育所等改修費等支援事業

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算：４０２億円の内数　→　令和４年度概算要求：４６９億円の内数）

【趣　　旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可 保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

【対 象 事 業 】（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業　（２）小規模保育改修費等支援事業
（３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業　（４）認可化移行改修費等支援事業
（５）家庭的保育改修等支援事業

【実 施 主 体 】　市区町村

【補助基準額】　※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

（１）新設または定員拡大の場合			
１施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円	（ ① 20,000千円、② 23,000千円 ）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円	（ ① 60,000千円、② 63,000千円 ）
老朽化対応の場合	１施設当たり	27,000千円	（ ① 32,000千円 ）
（２）１事業所当たり		22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
（３）１施設当たり		22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
（４）１施設当たり		32,000千円	（ ② 35,000千円 ）
（５）保育所で行う場合	１か所当たり	22,000千円	（ ① 32,000千円、② 35,000千円 ）
保育所以外で行う場合	１か所当たり	2,400千円	

≪運用改善≫　資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補 助 割 合 】（１）～（４）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
（５）　国：１／２、市区町村：１／２

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）
（１）～（４）　国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４
（５）　国：２／３、市区町村：１／３

第４回事務局提出資料

公定価格（保育所）の定員区分別の基本分単価（令和３年度）

○　施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（利用子ども数に応じて配置される保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（施設長の人件費等）があるが、固定的な経費は規模が大きくなるほど子ども１人当たりに置き直した金額が小さくなることから、公定価格では規模が大きくなるにつれて単価が下がる。

定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価
20人	2号	４歳以上児	107,890
		３　歳　児	114,510
	3号	１，２歳児	168,930
		乳　　児	235,190
21人から30人まで	2号	４歳以上児	77,830
		３　歳　児	84,450
	3号	１，２歳児	138,870
		乳　　児	205,130
・ ・			
81人から90人まで	2号	４歳以上児	39,680
		３　歳　児	46,300
	3号	１，２歳児	100,720
		乳　　児	166,980
91人から100人まで	2号	４歳以上児	34,490
		３　歳　児	41,110
	3号	１，２歳児	95,530
		乳　　児	161,790
101人から110人まで	2号	４歳以上児	32,830
		３　歳　児	39,450
	3号	１，２歳児	93,870
		乳　　児	160,130
・ ・			

定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価
151人から160人まで	2号	４歳以上児	28,400
		３　歳　児	35,020
	3号	１，２歳児	89,440
		乳　　児	155,700
161人から170人まで	2号	４歳以上児	27,680
		３　歳　児	34,300
	3号	１，２歳児	88,720
		乳　　児	154,980
171人から	2号	４歳以上児	27,030
		３　歳　児	33,650
	3号	１，２歳児	88,070
		乳　　児	154,330

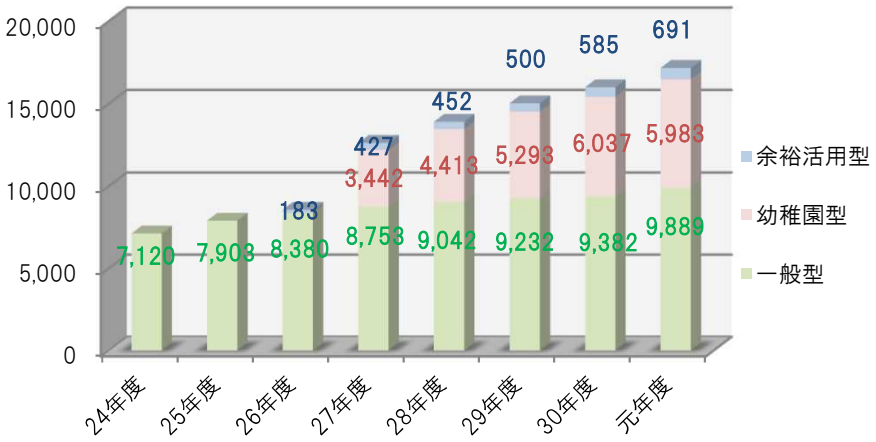
※「基本分単価」欄は「その他地域」における子ども１人当たりの金額

多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

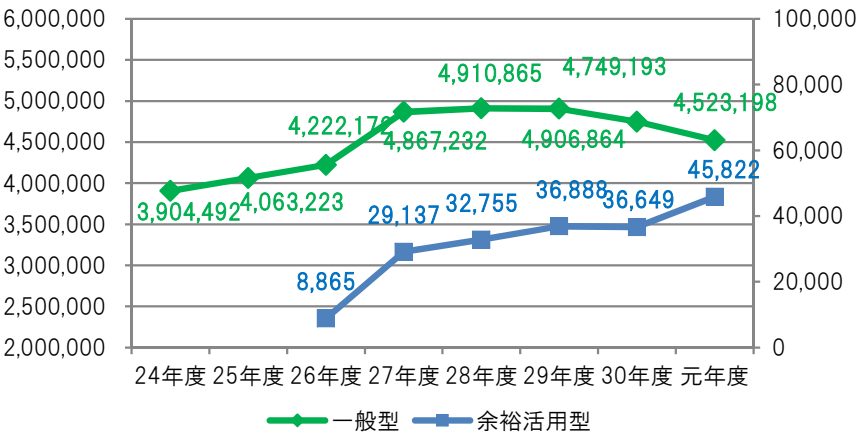
一時預かり事業の実績

○　**一時預かり事業**（幼稚園型を除く。）は、**10,580か所で実施**されている（そのうち一般型による実施が９割超）。
○　また、利用実績は**約457万人（年間延べ利用人数）**となっている。特に余裕活用型は年々利用人数が増加している。

○実施か所数



○延べ利用児童数



○都道府県別一時預かり事業の実施状況（令和元年度）

都道府県	実施か所数（か所）			年間延べ利用人数（人）		
	一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
北海道	446	7	453	175,009	640	175,649
青森県	214	2	216	44,826	494	45,320
岩手県	162	3	165	12,988	46	13,034
宮城県	138	34	172	95,205	2,981	98,186
秋田県	148	5	153	13,191	1,283	14,474
山形県	115	5	120	27,006	363	27,369
福島県	127	8	135	55,063	335	55,398
茨城県	253	8	261	100,210	519	100,729
栃木県	166	15	181	71,987	2,085	74,072
群馬県	157	1	158	33,333	24	33,357
埼玉県	428	30	458	239,150	2,637	241,787
千葉県	345	24	369	286,443	3,183	289,626
東京都	656	165	821	649,733	5,549	655,282
神奈川県	856	77	933	546,258	3,698	549,956
新潟県	218	6	224	62,060	179	62,239
富山県	148	0	148	23,391	0	23,391
石川県	219	25	244	23,915	732	24,647
福井県	147	6	153	22,372	194	22,566
山梨県	38	0	38	15,057	0	15,057
長野県	169	3	172	67,448	253	67,701
岐阜県	171	7	178	65,704	512	66,216
静岡県	322	34	356	107,335	2,031	109,366
愛知県	441	13	454	241,931	952	242,883
三重県	92	4	96	40,743	57	40,800

都道府県	実施か所数（か所）			年間延べ利用人数（人）		
	一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
滋賀県	103	6	109	42,884	235	43,119
京都府	185	0	185	88,857	0	88,857
大阪府	511	4	515	269,743	316	270,059
兵庫県	582	82	664	188,524	7,230	195,754
奈良県	86	1	87	48,957	1	48,958
和歌山県	42	6	48	9,273	378	9,651
鳥取県	62	0	62	9,326	0	9,326
島根県	82	0	82	34,693	0	34,693
岡山県	179	0	179	120,984	0	120,984
広島県	287	10	297	90,863	1,511	92,374
山口県	156	22	178	34,297	1,051	35,348
徳島県	46	5	51	45,857	215	46,072
香川県	49	6	55	28,067	367	28,434
愛媛県	106	21	127	102,980	3,253	106,233
高知県	27	13	40	17,617	625	18,242
福岡県	309	15	324	105,602	705	106,307
佐賀県	74	7	81	12,658	481	13,139
長崎県	105	1	106	29,481	23	29,504
熊本県	122	5	127	28,175	86	28,261
大分県	131	0	131	30,899	0	30,899
宮崎県	191	0	191	29,990	0	29,990
鹿児島県	219	3	222	108,254	441	108,695
沖縄県	59	2	61	24,859	157	25,016
合計	9,889	691	10,580	4,523,198	45,822	4,569,020

※令和元年度子ども・子育て支援交付金の交付対象となった一時預かり事業の実績を集計したものである。

第３回事務局提出資料

一時預かり事業の課題

○　**一時預かり事業**については、**利用したいときに利用できない**ことや、**事業者側にも実施に課題がある**ものと考えられる。

市区町村の担当者に対して、一時預かり事業の課題（制度の利用しづらさなど）について確認したところ、主に次のような意見があった。

○　**保護者**が一時預かり事業を**利用したいときに利用できないという状況**があるのではないか。

（確認した具体的な事例）

・　本市では、一時預かり事業を利用しようとする場合には、保護者から事業者に対して直接利用申込みを行っていただいているが、例えば利用の申込みが多い時期であったり、通常保育の利用児童の対応により、一時預かり事業の職員を十分配置できない場合などには、利用を断られることがある。

・　特に０歳児や１歳児の一時預かり事業は、実施している事業所や受入れ枠が少ない。

・　このような状況もあり、保護者が利用可能な事業所を探すのに手間取ったり、結果として利用できないという状況が生じたりしている。

○　**事業者**においても、**一時預かりを実施する難しさ**があるのではないか。

（確認した具体的な事例）

・　一時預かり事業は、通常保育の利用児童とは異なり、保育所等に慣れていない児童を一時的に預かるものであるため、保育士への負担が大きい。

・　需要のある０歳児や１歳児は、特に保育の困難度が高いため、事業の実施が困難である。

・　一時預かり事業を実施できる職員配置やスペースの確保ができない。

・　本市では、１月当たりで一時預かりを実施できる日数が決まっているため、利用者の利用実績の管理を行う必要があり、事務の負担となっている。

子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和３年度補正予算（案）　６０２億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専用人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】　子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業

【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】　国２／３、市町村１／１２、事業者１／４　　**【補助基準額（案）】**　定員１人当たり　2,416千円

子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

専用人員配置支援

◆**事業内容**　子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業

◆**補助基準額（案）**　１施設当たり　年額6,433千円

親子入所等支援

◆**事業内容**　レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

◆**補助基準額（案）**　１世帯当たり　日額9,600円

入所希望児童支援

◆**事業内容**　保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業

◆**補助基準額（案）**　児童１人当たり　日額4,200円

利用者負担軽減支援

◆**事業内容**　支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

◆**補助基準額（案）**

生活保護世帯	日額5,000円	年収360万円未満世帯	日額3,500円
住民税非課税世帯	日額4,000円	その他要支援児童のいる世帯	日額2,500円

【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）　　**【補助割合】**　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】　支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額（案）】

生活保護世帯	日額3,000円	年収360万円未満世帯	日額2,100円
住民税非課税世帯	日額2,400円	その他要支援児童のいる世帯	日額1,500円

【実施主体】　市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）　　**【補助割合】**　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

医療的ケア児保育支援事業

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算：４０２億円の内数　→　令和４年度概算要求：４６９億円の内数）

事業内容

○　保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

○　また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額

○基本分単価

① 看護師等の配置	１施設当たり	5,290千円

○加算分単価

② 研修の受講支援	１施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	１施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	１市区町村当たり	2,170千円
（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）		
⑤ ガイドラインの策定	１市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	１市区町村当たり	360千円

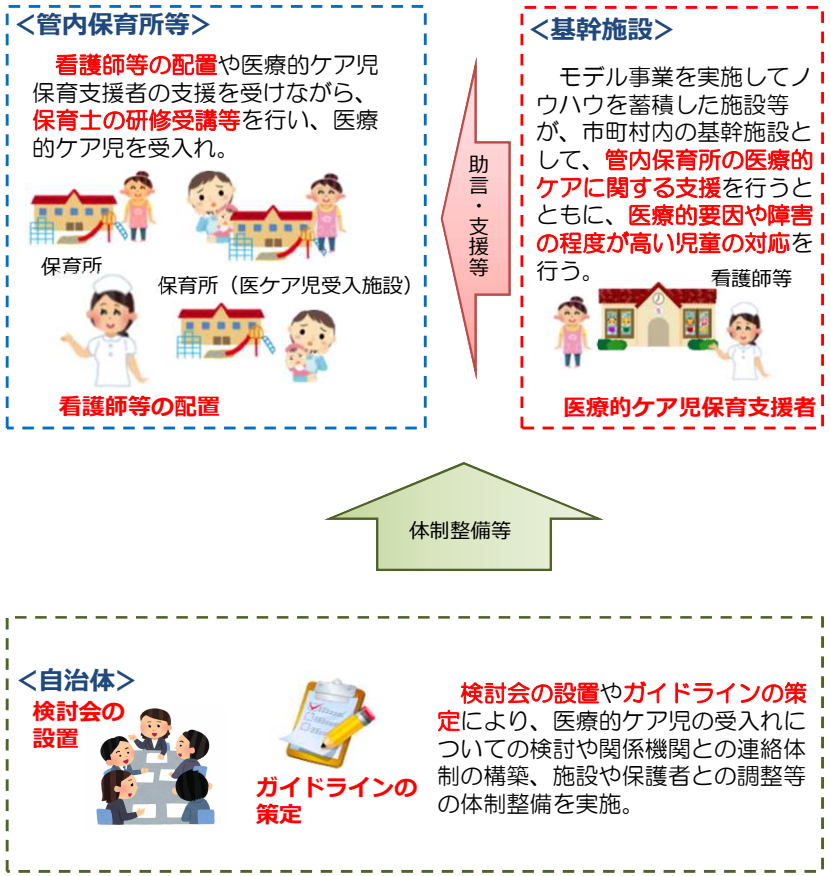
実施主体・補助割合≪拡充≫・事業実績

○実施主体
都道府県、市区町村

○補助率
- 国：１/２ ⇒ ２／３≪拡充≫
  都道府県・指定都市・中核市：１/２ ⇒ １／３
- 国：１/２ ⇒ ２／３≪拡充≫
  都道府県：１/４ ⇒ １／６、市区町村：１/４ ⇒ １／６

○事業実施
R2（公募ベース）：１０９か所（171か所）

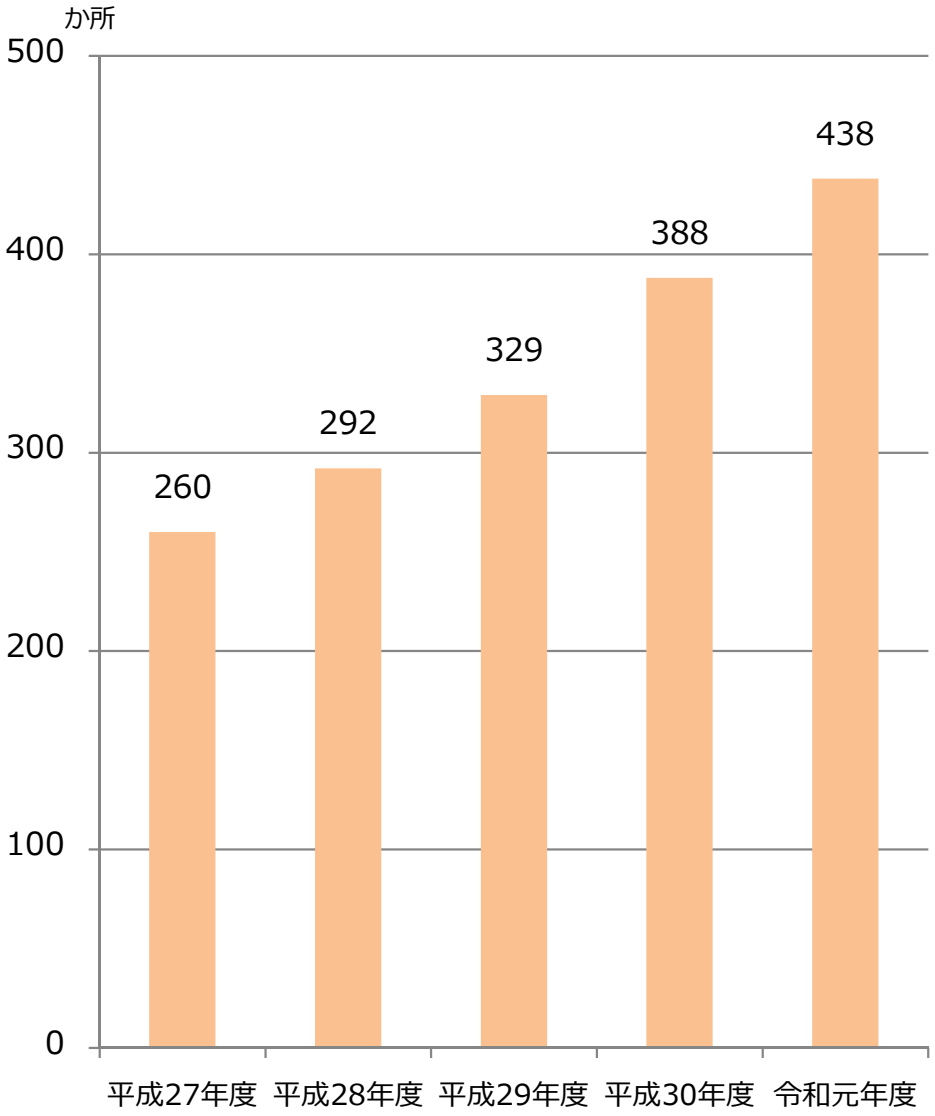
事業イメージ



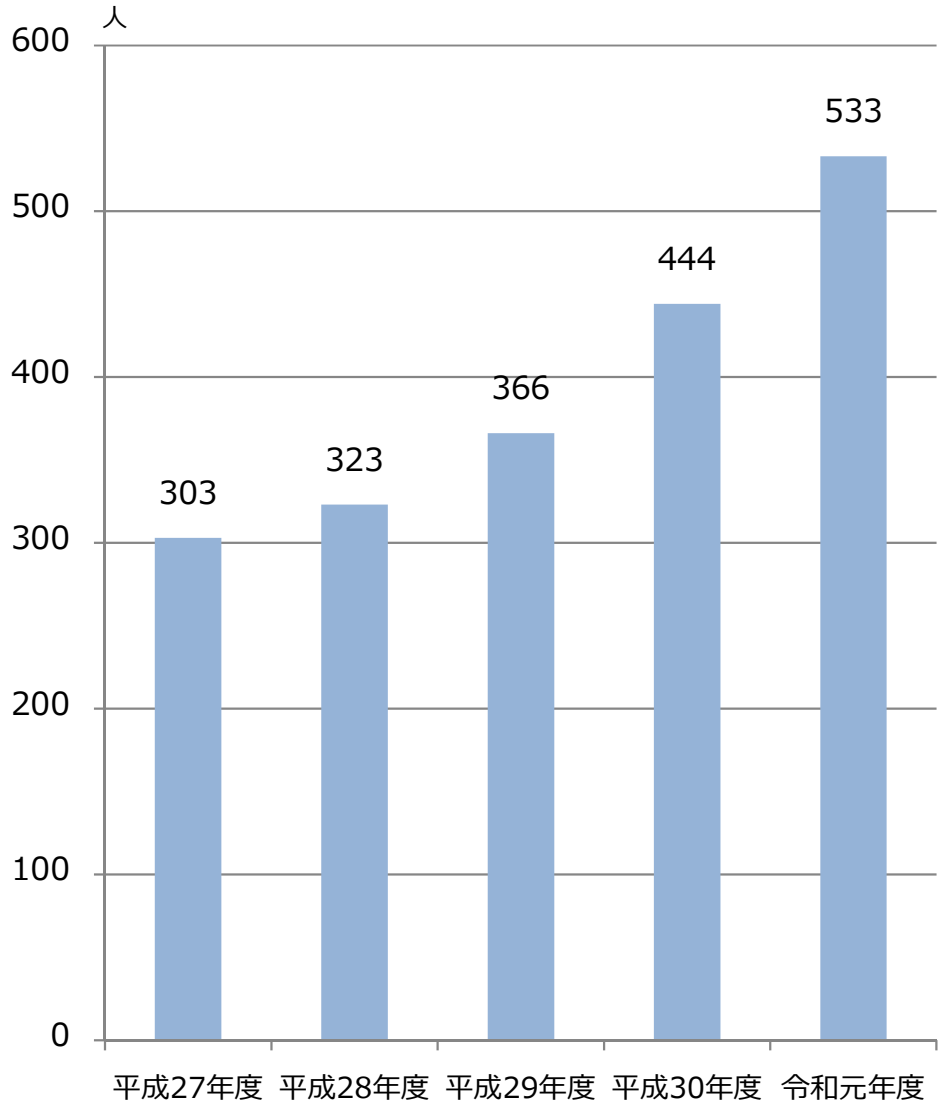
第４回事務局提出資料

医療的ケア児の受入れ状況の推移

医療的ケア児を受入れている施設数



医療的ケア児の受入れ状況



障害児保育の概要

１．財政支援

① 現　状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

② 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲>　平成19年度拡充部分

	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
人件費	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

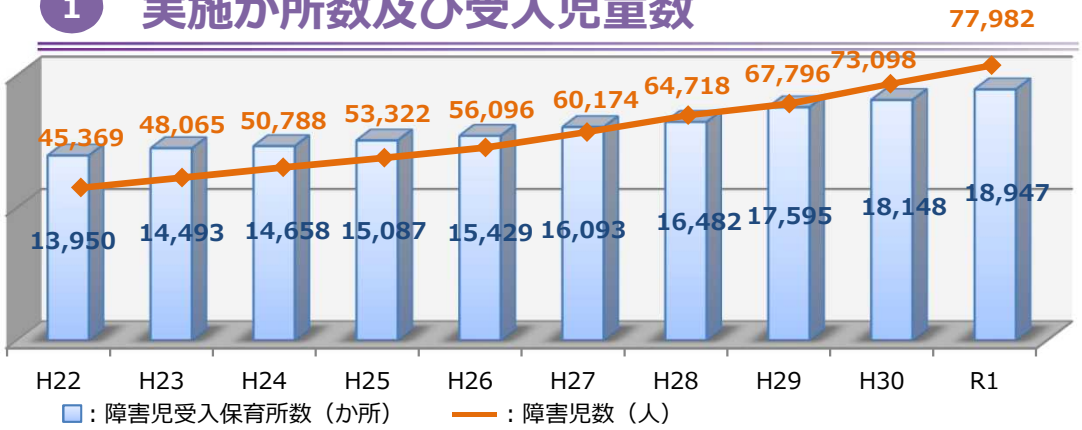
<H30改善点>

H29：400億円程度
- 包括算定（人口算定）
- 個別算定（保育所在籍児童数算定）

→ H30：880億円程度
- 個別算定（障害児数算定）

２．現　状

① 実施か所数及び受入児童数



② 障害児保育担当職員数　（R２.3.31時点）

単位：人

合　計	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
※障害児数には、軽度障害児を含む
※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

家庭支援推進保育事業

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算：４０２億円の内数　→　令和４年度概算要求：４６９億円の内数）

事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して加配を行う。

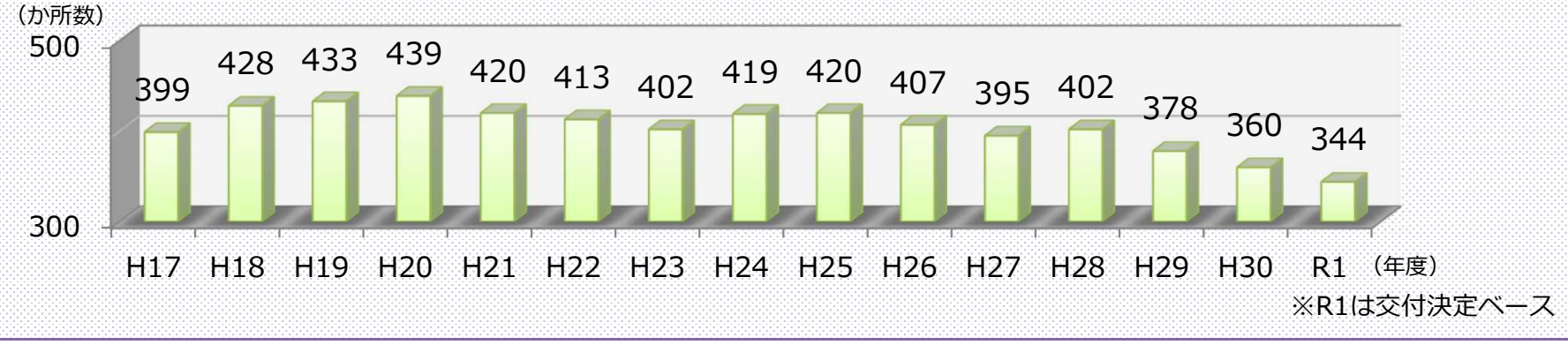
実施主体・補助基準額・補助割合

実施主体　：市区町村

補助基準額：１か所当たり　３，８５９千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）
１か所当たり　７，７１８千円

補助割合　：国：１／２、市区町村：１／２

事業実績



※R1は交付決定ベース

第５回事務局提出資料
（一部修正）

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（抄）

令和３年10月20日
障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（下線は保育課による）

（児童発達支援・放課後等デイサービスにおける障害児以外の児との一体的な支援）

○　インクルージョンや地域共生社会の実現・推進等の観点からは、年少期より、障害の有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験となる。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準では、児童指導員及び保育士に専従規定を置いており、児童発達支援等を利用する障害児以外への支援はできないこととしているが、例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、設定遊び等において子どもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討すべきである。

○　なお、その際は、単に、子ども達と職員が混合することが目的なのではなく、障害児にも必要な支援が適切に行われつつ、子ども達が安心感の下に、遊びや活動を通じて互いを理解し、共に成長しあう状況が達成されなければならない。そのためには、まず職員が子どもの障害特性等の共通理解を持った上で、子ども達に理解する機会を設けて丁寧に説明し、さらにそれぞれの子ども達の保護者に互いに学び合うことの重要性を伝達していくことが欠かせない。こうした点が丁寧に現場で行われるよう、留意点等を整理・提示していくことが併せて必要である。

第５回事務局提出資料

児童発達支援

○ 対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター
- 児童指導員及び保育士　4:1以上
- 児童指導員　1人以上
- 保育士　1人以上
- 児童発達支援管理責任者　1人以上

■ 児童発達支援センター以外
- 児童指導員及び保育士　10:2以上
  （令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能）
  ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬（利用定員等に応じた単位設定）

■ 児童発達支援センター
- 難聴児・重症心身障害児以外　778～1,086単位
- 難聴児　975～1,384単位
- 重症心身障害児　924～1,331単位

■ 児童発達支援センター以外
- 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所）486～885単位
- 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所）404～754単位
- 重症心身障害児　837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算（Ⅰ）
→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算　100単位

■ 個別サポート加算（Ⅱ）
→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算　125単位

■ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算
- 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別）　100単位
- 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（ｸﾞﾙｰﾌﾟ）　80単位

■ 児童指導員等加配加算（利用定員等に応じた単位設定）
→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算
- 理学療法士・保育士等　22～374単位
- 児童指導員等　15～247単位
- その他従業者（資格要件なし）　11～180単位　（手話通訳者・手話通訳士を含む。）

■ 専門的支援加算（利用定員等に応じた単位設定）
→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算
- 理学療法士・保育士等　22～374単位
- 児童指導員　15～247単位

■ 看護職員加配加算（Ⅰ）（Ⅱ）（利用定員等に応じた単位設定）
→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準（1人以上）より多く配置した場合に加算
- 1人加配　80～400単位
- 2人加配　160～800単位

○ 事業所数

8,484（国保連令和　3年　6月実績）

○ 利用者数

123,036（国保連令和　3　年　6 月実績）

保育所・保育士による地域の子育て支援

市区町村等におけるマネジメントの強化
（全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置）

○　市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を再編し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**

○　この相談機関では、**妊娠届けから妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う**。

妊産婦

子育て世帯
（保護者）

子ども

子育て世帯の「かかりつけ」の相談機関

〇保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業、NPO法人等を活用して、妊産婦、子育て世帯、子どもの把握・相談のアクセス向上のために各圏域に設置。
〇悩み等の受け止め、情報提供、訪問を実施
〇（必要に応じて）一体的相談機関につなぐ

一体的に相談支援を行う機能を有する機関
（市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを再編）

業務
- 〇 つながり（訪問・アウトリーチ）、課題把握、相談支援
- 〇 サポートプランの作成
- 〇 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可とする。

協働

児童相談所

民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所
<保育・一時預かり>

ショートステイ
<レスパイト>

教育委員会・学校
<不登校・いじめ相談>
<幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ
児童館

子育てひろば

家や学校以外の子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート
産後ケア

障害児支援

等

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）

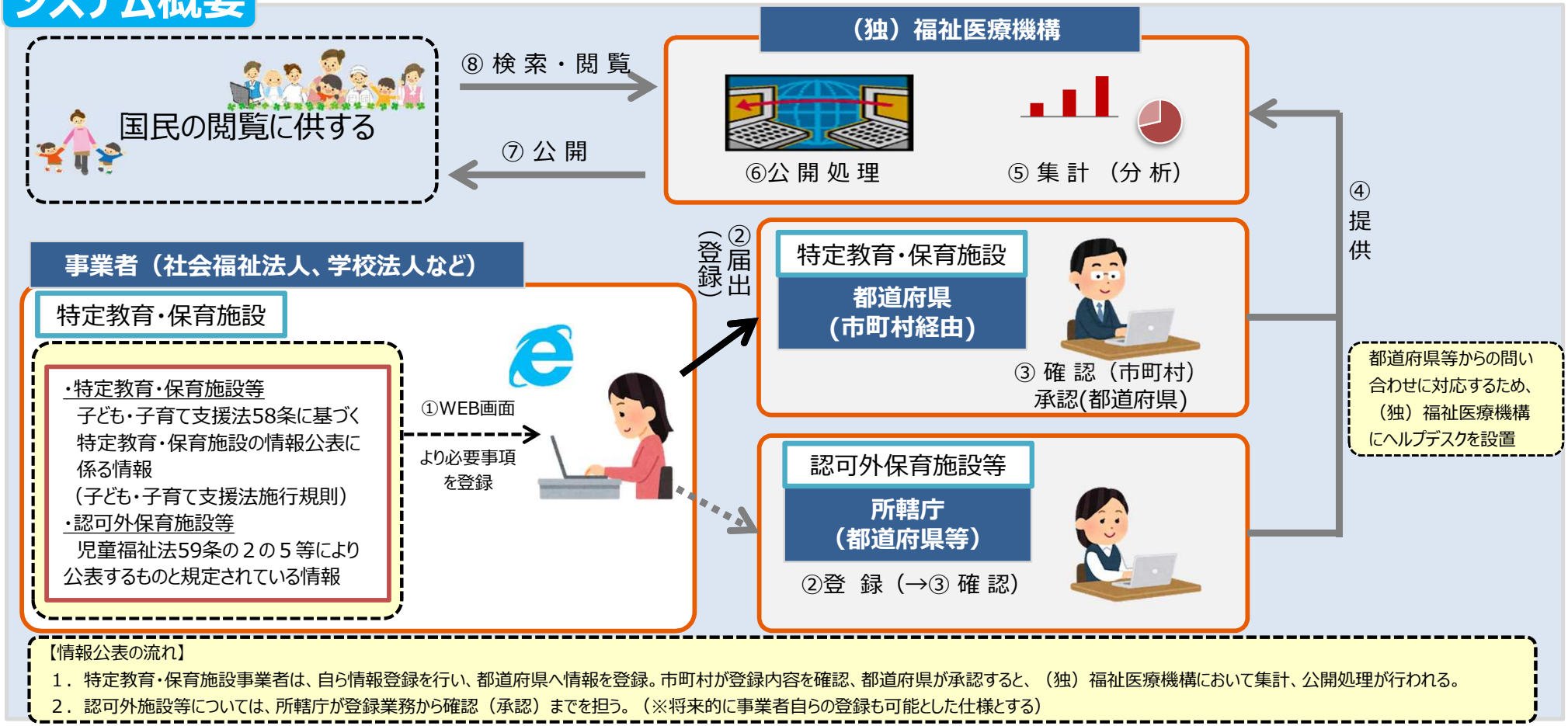
事業の趣旨

○　子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設等の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。

○　特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。

○　令和元年度（2019年度）にシステム構築し、令和2年度から一般利用者向けに公開。

システム概要



【情報公表の流れ】

１．特定教育・保育施設事業者は、自ら情報登録を行い、都道府県へ情報を登録。市町村が登録内容を確認、都道府県が承認すると、（独）福祉医療機構において集計、公開処理が行われる。

２．認可外施設等については、所轄庁が登録業務から確認（承認）までを担う。（※将来的に事業者自らの登録も可能とした仕様とする）

公表項目一覧

【認可】

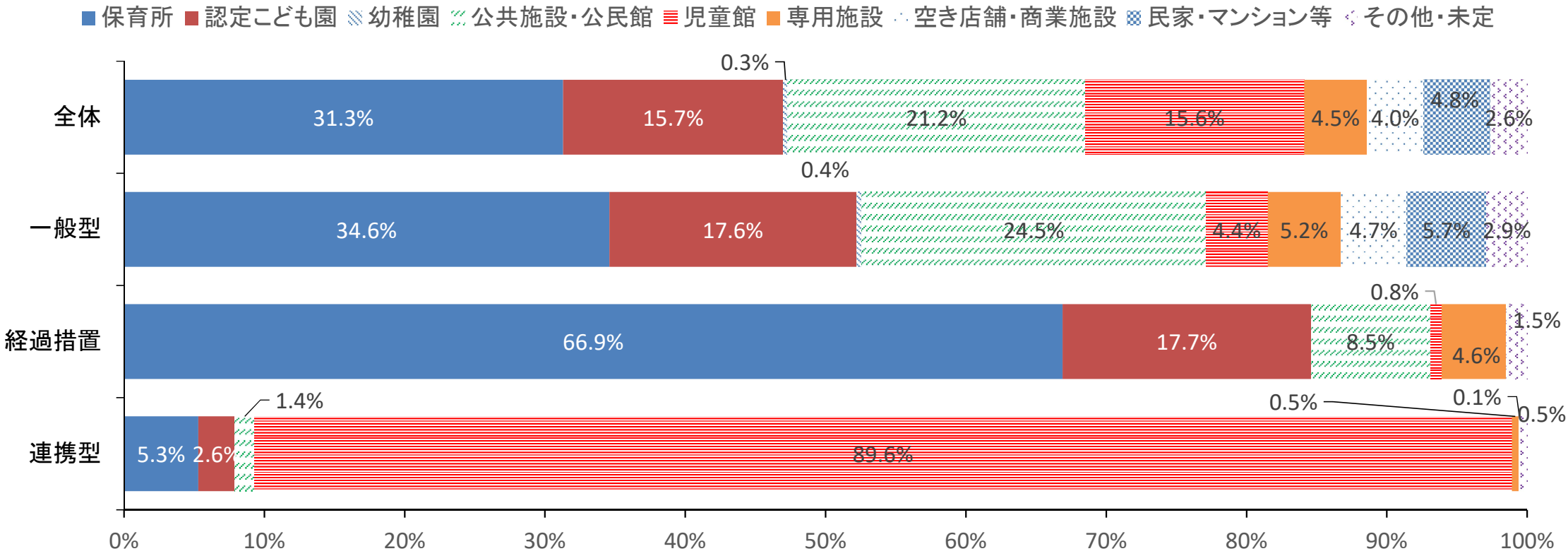
大項目	小項目
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
	法人の代表者の氏名及び職名
	法人の設立年月日
	法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業(本園・分園)
当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
	施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
	事業所番号
	施設等の管理者の氏名及び職名
	認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
	当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
教育・保育に従事する従業者に関する事項	職種別の従業者の数
	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
	従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
	従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
教育・保育等の内容に関する事項	施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
	当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育て支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	利用料（実費徴収・上乗せ徴収）
権利擁護等のために講じている措置に関する事項	教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取組の状況
	利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
	相談、苦情等の対応のための取組の状況
教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
	情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
	教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

【認可外】※施設類型毎に公表の有無が異なる。

大項目	小項目
施設基本情報	施設・事業所名
	設置者名・法人格・管理者
	所在地（住所）・電話
	交通手段（最寄り駅等）
	事業開始日
	届出受理日
	施設類型区分（ベビーホテル・事業所内保育、家庭的保育、ベビーシッター等）
	企業主導型保育事業（地域枠）
	指導監督基準適合証明書交付（交付年月日）
施設・設備情報	建物構造（鉄筋コンクリート造、木造等）
	建物構造（階数（●階建ての◆階））
	建物形態（専用建物、ビル内、集合住宅等）
	保育室等（数・面積）
	調理室、医務室、便所、その他（数・面積）
利用定員等	利用定員（年齢別・合計）
	利用児童数（年齢別・合計）
サービス内容	開所・閉所時間（平日・土・日祝）
	延長保育（有無・時間）
	一時保育
	夜間保育
	24時間保育
	病児保育
	保育料（月極額・定期契約・一時預かり）
	保育料以外の実費（食事代等）
	保育従事者数（常勤・非常勤）
	有資格者数（保育士、看護師、家庭的保育者等）
	研修受講者数（居宅訪問型保育研修等）
指導監督等実績	前年度年次報告提出実績
	前年度監査実績（改善事項の有無）
	備考
その他	保険加入（加入保険名）
	マッチングサイト関係（※ベビーシッターのみ）

地域子育て支援拠点事業の実施状況 【実施場所別】

○　実施場所別の状況について、全体では「保育所」が約31%と最も多く、次いで「公共施設・公民館」が約21%、「認定こども園」、「児童館」がそれぞれ約16%となっている。



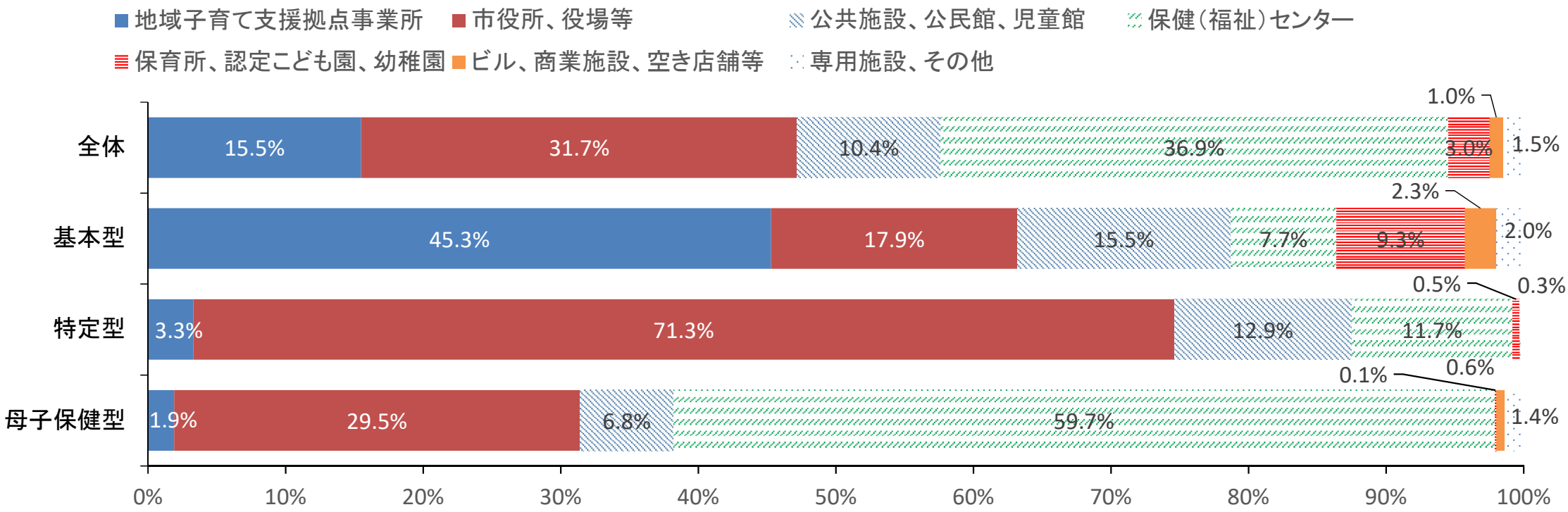
（単位：か所数）

	保育所	認定こども園	幼稚園	公共施設・公民館	児童館	専用施設	空き店舗・商業施設	民家・マンション等	その他・未定	計
全体	2,348	1,175	26	1,589	1,172	340	303	364	189	7,506
一般型	2,208	1,126	26	1,564	279	329	302	364	183	6,381
経過措置	87	23	0	11	1	6	0	0	2	130
連携型	53	26	0	14	892	5	1	0	4	995

※出張ひろばは除く

利用者支援事業の実施状況 【実施場所別】

○　実施場所別の状況について、全体では「保健(福祉)センター」が約37%と最も多く、次いで「市役所、役場等」が約32%、「地域子育て支援拠点事業所」が約16%となっている。また、各類型によって、主に実施している場所が異なっている。



（単位：か所数）

	地域子育て支援拠点事業所	市役所、役場等	公共施設、公民館、児童館	保健（福祉）センター	保育所、認定こども園、幼稚園	ビル、商業施設、空き店舗等	専用施設、その他	計
全体	445	907	297	1,058	87	29	41	2,864
基本型	402	159	138	68	83	20	18	888
特定型	13	281	51	46	2	0	1	394
母子保健型	30	467	108	944	2	9	22	1,582

第５回事務局提出資料

養育支援訪問事業の概要

○養育支援訪問事業の実施について（雇児発0529第33号平成26年5月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

1　事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（中略）

3　事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

（１） 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。

（２） 出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。

（３） 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。

（４） 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

4　実施方法

（１） 支援の対象

本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。

ア　妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。

イ　若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

ウ　出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

エ　食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

オ　公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、３歳～５歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。

カ　児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

（２） 訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。（中略）

（３） 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。（中略）

（４） 支援内容の決定方法

本事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。（中略）

第５回事務局提出資料

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

＜拡充＞
以下の事業のメニューを新たに追加する。
①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー　：１自治体当たり　それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：１自治体当たり　それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：１自治体当たり　それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

第５回事務局提出資料
（一部修正）

保育所保育指針について

第６回事務局提出資料
（一部修正）

【根拠法令】
〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）
（保育の内容）
第35条　保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】（保育所保育指針「第１章　総則」より）
・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】
・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
・平成2年3月改訂　養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正（6領域→5領域）　等
・平成11年10月改訂　子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応　等
・平成20年3月改定　保育所保育の特性（養護と教育の一体的展開等）の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務　等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定（平成30年4月適用）
①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化
※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等
②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況
等を踏まえ検討し、改定。

保育士の確保・資質向上等

第１回事務局提出資料

保育所等における保育人材の数（常勤換算）の推移

○保育所等で働く保育士数は現状増え続けている

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育士	380,998	394,291 (+13,293)	412,067 (+17,776)	439,167 (+27,100)	464,269 (+25,102)	479,309 (+15,040)	505,523 (+26,214)
保育教諭 （保育士資格を持たない者）			3,913	6,009 (+2,096)	6,995 (+986)	7,561 (+566)	7,970 (+409)
地域型保育事業の保育従事者			3,413	4,010 (+597)	4,501 (+491)	3,322 −(+1,179)	3,149 −(+173)
保育補助者等	29,849	30,273 (+424)	30,295 (+22)	30,886 (+591)	31,911 (+1,025)	32,647 (+736)	24,869 −(+7,778)
保育人材の数	410,847	424,564 (+13,717)	449,688 (+25,124)	480,072 (+30,384)	507,676 (+27,604)	522,839 (+15,163)	541,511 (+18,672)

※　社会福祉施設等調査（各年10月1日現在）及び平成28～30年度保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等を基に算出

※　社会福祉施設等調査の数値は、回収率100%に割り戻して推計（回収率　H25：93.5%、H26：93.5%、H27：94.5%、H28：93.9%、H29：94.3%）
　平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

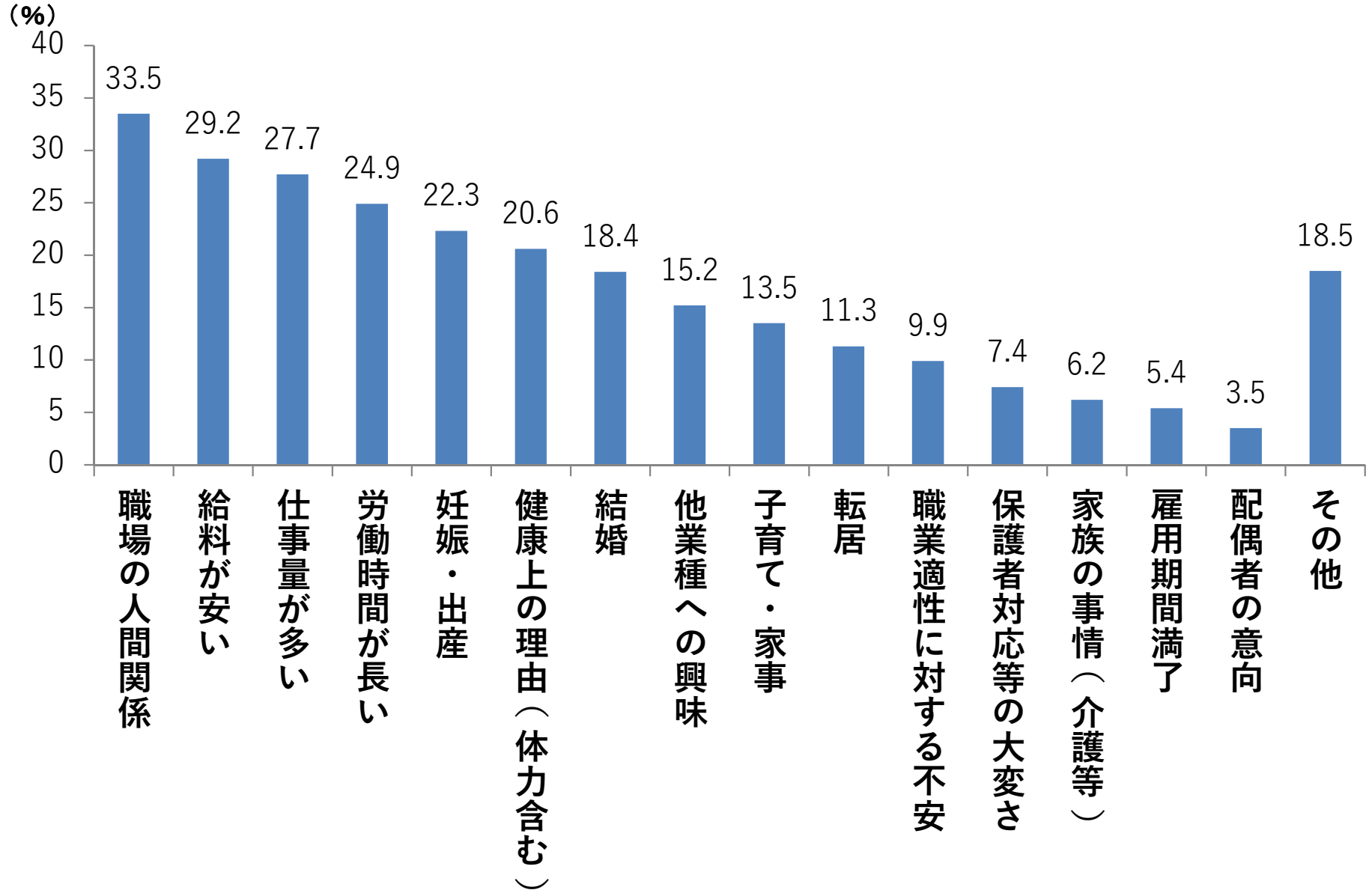
※　平成27年以降の保育士の数には保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む。）のうち保育士資格保有者、小規模保育事業所における保育従事者のうち保育士資格保有者及び家庭的保育者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※　地域型保育事業の保育従事者の数は、平成29年までは小規模保育事業における保育士資格を有しない保育従事者及び家庭的保育事業における従事者の数となっている。 なお、社会福祉施設等調査における小規模保育事業の従事者のうち保育資格保有者を除いた数（保育士資格保有者は保育士に計上）に、経営実態調査における家庭的保育事業の家庭的保育者及び家庭的保育補助者の1か所当たりの配置数に事業所数を乗じて算出した数を足した数となっている。平成30年以降は地域型保育事業のうち保育士資格を持たない保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、居宅訪問型保育者の数となっている。

※　保育補助者等の数は、平成30年までは、経営実態調査における保育補助者及び看護師等のうち保育業務従事者の1施設当たりの配置数に保育所数を乗じて算出した数に、 社会福祉施設等調査における幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員の数を足した数となっている。令和元年については、令和元年度経営実態調査において、保育補助者及び看護士等の配置数が不明であったことから、保育補助者は令和元年社会福祉施設等における保育所・保育所型認定こども園の保育補助者の数となっており、看護士等は含めていないため、平成30年以前の結果との比較には留意が必要。

保育士として就業した者が退職した理由（複数回答）

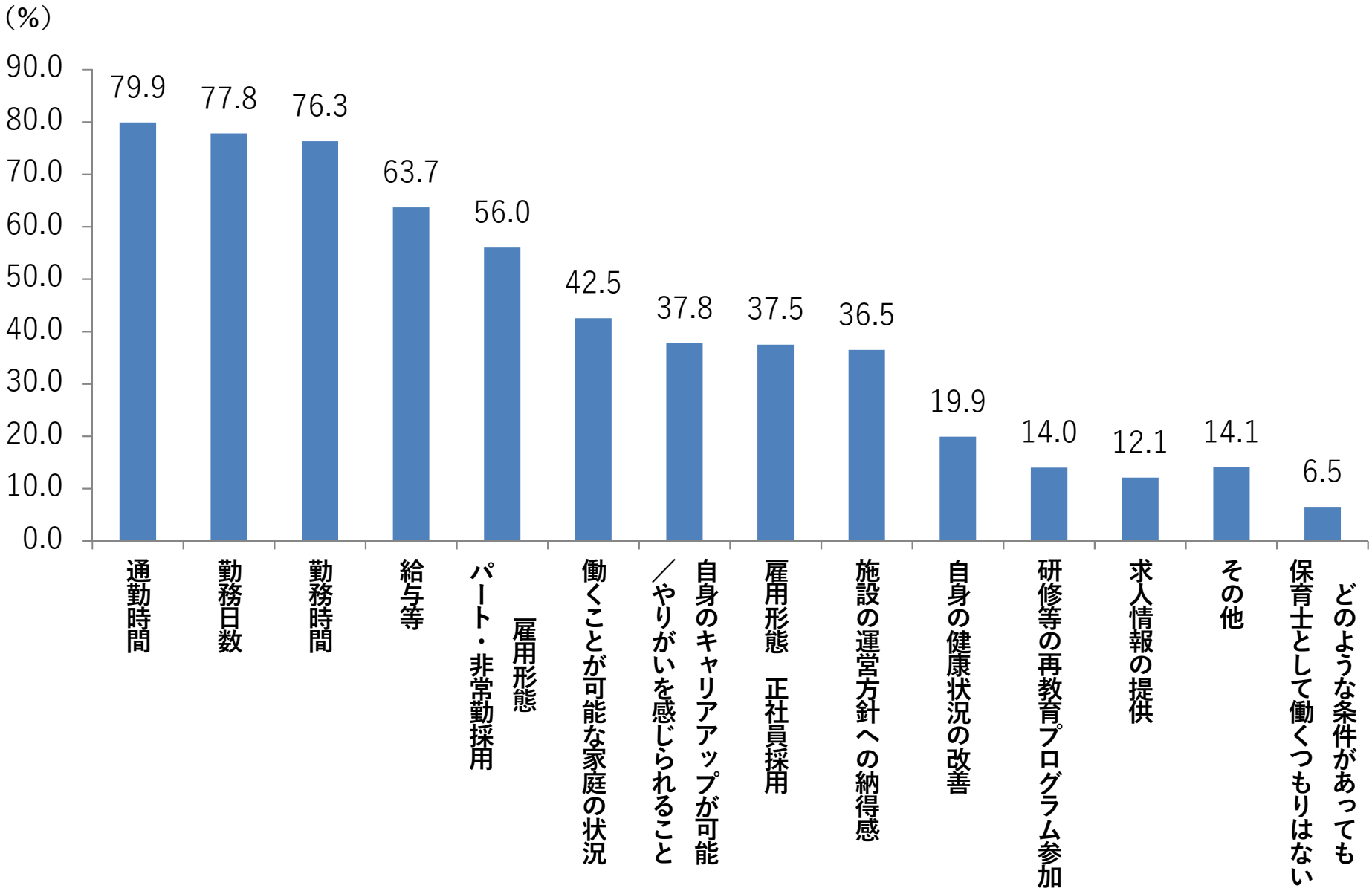
○離職理由としては、職場の人間関係、給料が安い、仕事が多い等が多く挙げられている。



（出典）「東京都保育士実態調査」（令和元年５月）東京都福祉保健局

過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件（複数回答）

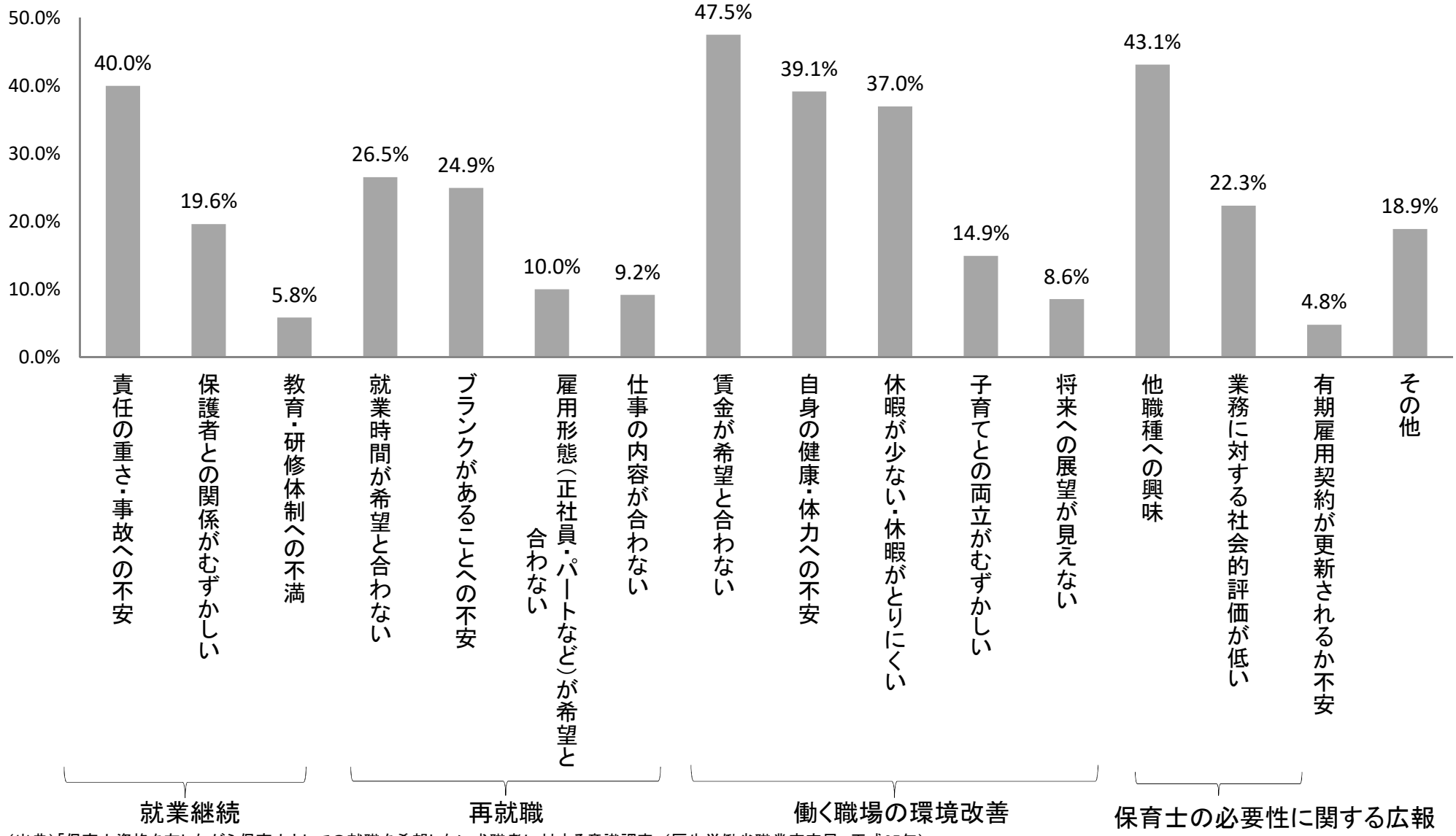
○保育士が再就業する場合の条件としては、通勤時間、勤務日数、勤務時間等が多く挙げられている。



（出典）「東京都保育士実態調査」（令和元年５月）東京都福祉保健局

保育士として就業を希望しない理由（複数回答）

○働く職場の環境改善に加え、再就職に当たっての課題も多く挙げられている



（出典）「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」（厚生労働省職業安定局、平成25年）
ハローワークの保育士資格を有する求職者に対する調査結果（n=958　うち保育士としての勤務経験がある者が69.7%）

第１回事務局提出資料

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材（新たに約2.5万人）の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

○保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
・学費5万円(月額)など。卒業後、５年間の実務従事により返還を免除

○保育士の資格取得を支援
・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援

○保育士試験の年２回実施の推進（ 27年度：４府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

○保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【Ｒ３予算】

就業継続支援

○保育所等におけるＩＣＴ化の推進
・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のＩＣＴ化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
・都道府県等で実施されている研修のオンライン化　【Ｒ２補正】

○保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃＆補助基準額の引き上げ（ １施設１名分（233.3万円）→(311,1万円) 等）【Ｒ３予算】

○保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等 【Ｒ２予算～】

○保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から５年以内※）
※直近２カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が２以上の場合は採用から９年以内【Ｒ３予算】
※令和２年度に事業の対象だった者は令和２年度の年数を適用【Ｒ３予算】

○保育士の働き方改革への支援
・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【Ｒ３予算】
・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【Ｒ３予算】

離職者の再就職支援

○保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【Ｒ３予算】

○潜在保育士再就職支援事業
・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）

○就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、２年間勤務した場合、返還を免除）

第６回事務局提出資料
（一部修正）

保育士修学資金貸付等事業

令和３年度補正予算案　３１億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】
　保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：９／１０、都道府県・指定都市：１／１０

【貸付事業のメニュー】

１．保育士修学資金貸付	○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○　卒業後、５年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限） ア　学　　費　　5万円（月額） イ　入学準備金　　20万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る） エ　生活費加算　4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間
２．保育補助者雇上支援	○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育　事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた　場合、返還を免除	○保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額） ※貸付期間：最長３年間 ○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額） ※貸付期間：最長３年間
３．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援	○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の　貸付けにより、再就職を促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限）　5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：１年間
４．潜在保育士の再就職支援	○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除	○貸付額（上限）　就職準備金　40万円
５．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	○　保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝　又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○　２年間の勤務により返還を免除	○貸付額（上限）　事業利用料金の半額 ※貸付期間：２年間

保育補助者雇上強化事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】
　保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】
定員121人未満の施設：年額2,333千円　又は年額3,111千円※ ／ 定員121人以上の施設：年額4,666千円　又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】
保育所等での実習等を修了した者等

＜要件撤廃＞
【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること
【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】
国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8　／　国：3/4、市区町村1/4



第５回事務局提出資料
（再掲）

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

＜拡充＞
以下の事業のメニューを新たに追加する。
①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー　：１自治体当たり　それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：１自治体当たり　それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：１自治体当たり　それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

第６回事務局提出資料
（一部修正）

保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業

令和３年度補正予算案　１８億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

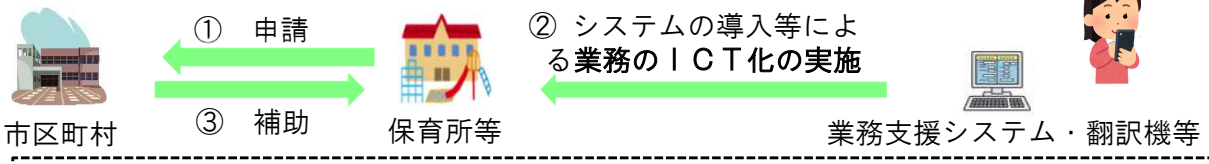
（１）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るＩＣＴ等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
（２）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
（３）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のＩＣＴ化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
（４）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
（５）保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】
（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入　１施設当たり　1,000千円　　翻訳機等の購入　１施設当たり　150千円
（２）認可外保育施設における機器の導入　１施設当たり　200千円
（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
①１自治体当たり　8,000千円　②１施設当たり　1,000千円
（４）研修のオンライン化事業　１自治体当たり　4,000千円
（５）保育士資格取得に係るシステム改修　総額99,640千円のうち令和２年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】
（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
（２）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４
（３）①国：１／２、市区町村：１／２　②国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４
※（１）～（３）について、地方自治体が運営する施設（＊）を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２
＊（１）～（２）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
（４）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２
（５）国：１／２、都道府県：１／２

（１）業務のＩＣＴ化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

（２）認可外保育施設における機器の導入



※　業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育環境改善等事業

（保育対策総合支援事業費補助金　令和２年度予算：394億円の内数　→　令和３年度予算：402億円の内数）

【趣旨】
　保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】　市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】
１．基本改善事業（改修等）
①保育所等設置促進等事業
　保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
　病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
２．環境改善事業（設備整備等）
①障害児受入促進事業
　既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
②分園推進事業
　保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
③熱中症対策事業
　熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業
④安全対策事業
　安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
　病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑥緊急一時預かり推進事業：緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
　放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

【補助基準額】
１．基本改善事業　１事業当たり　7,200千円
２．環境改善事業（①～③、⑤）１事業当たり　1,029千円、（④）１施設当たり　500千円以内
（⑥、⑦）　１施設当たり　32,000千円

【補助割合】
２④の事業　国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4　２⑥⑦の事業　国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業　国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3　又は　国:1/3、指定都市・中核市:2/3

第１回事務局提出資料

【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会　報告書

令和２年９月30日公表

１．基本的な考え方

○ **保育士の仕事は魅力であふれている。**
・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職　・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事　・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等

○ 保育の質の中核を担う保育士の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
①**保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信**するとともに、**養成段階の取組を充実**させること
②**保育士が生涯働ける魅力ある職場づくり**を推進するため、**働き方改革**と**業務効率化・業務改善**を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、**多様で柔軟な働き方を可能**とする**職場環境を整備**していくこと
③**保育士資格を有する者と保育所とのマッチング**を図るため、**保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築**すること

○ 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

２．具体的な方策

①保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

（具体的な取組）

○ **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く（職場体験・ボランティア等）
・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう

○ **関係機関の連携による保育の魅力発信**
・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信

○ **養成校における教育の充実と質の向上**
・ 養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
・保育現場との協働により、教育の質の向上
・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニティー作りのサポート

②生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

（具体的な取組）

○ **保育所における働き方改革の推進**
・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討

○ **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
・ICT等の活用に係る研究の推進

○ **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
・シニア人材の活用の推進

③保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター（保・保センター）が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

（具体的な取組）

○ **保・保センターの機能強化**
・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
・センターの好事例の収集、周知

○ **保・保センターへの登録の推進**
・センターの認知度向上
・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討

○ **その他**
・保育士試験合格者に対する実習の推進
・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

（保育対策総合支援事業費補助金　令和３年度予算：402億円の内数）

【事業内容】
　保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

①　保育士という職業や保育の現場の魅力発信
　保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
　（具体的な取組）
　・保育体験イベント
　・情報発信サイト
　・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信　等

②　保育士が相談しやすい体制整備
　（具体的な取組）
　1）保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置
　・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
　・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
　2）コロナウイルス感染症に関する相談支援
　・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
　・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】
①　都道府県、指定都市　　②　都道府県、市町村

【補助基準額】
①　１自治体あたり：8,108千円　②　１自治体当たり：１）4,035千円　２）5,599千円

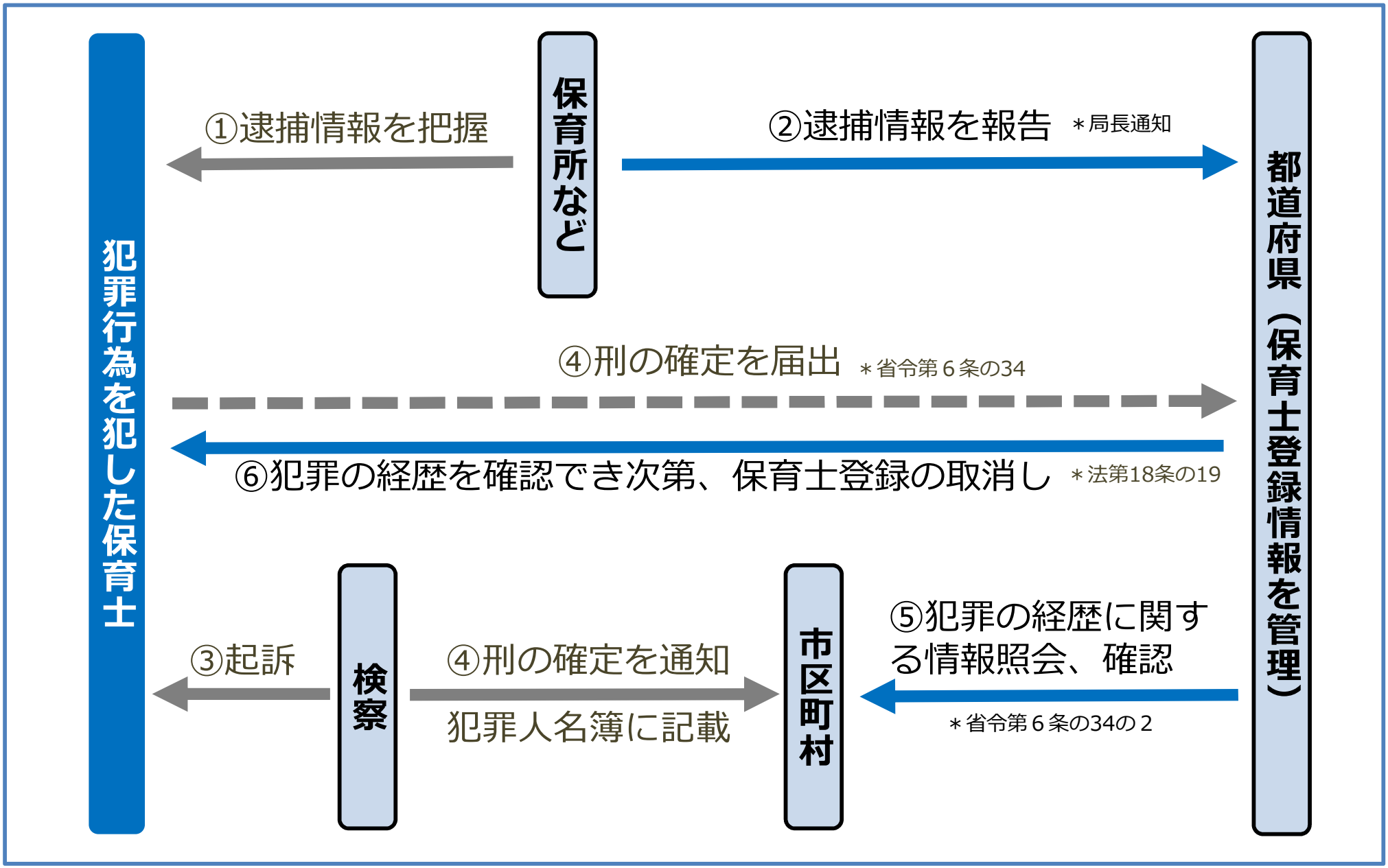
【補助割合】
①　国：1/2、都道府県・指定都市：1/2　　②　国：1/2、都道府県・市町村：1/2

人材育成等（わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化　見直し案）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して**２年**	**期限なし** ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	**期限なし** ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**２年**	―	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**３年**
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して**２年**	免許状失効等の日から**3年**	登録取消の日から起算して**３年**
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （**わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている**）	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 **・わいせつ行為を行ったと認められる場合**
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	＜取消事由＞ ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	＜取消事由＞ ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	＜取消事由＞ ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		**欠格期間経過後は再登録の申請が可能**	**わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる**（※）	**わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる**
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握		―	**わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する**（※）	**わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する**

注　わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※　法の規定に基づく対応

（現行）犯罪を犯した保育士に対する登録の取消しの流れ



第６回事務局提出資料

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等**に関する施策を推進し、もって**児童生徒等の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

定義

「**児童生徒性暴力等**」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として**懲戒免職処分の対象となり得る行為**を列挙。（※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。）
「**児童生徒等**」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念責務等

◎基本理念　（施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心**の確保、**被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等**等）
◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等）
◎法制上の措置等　について規定

基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

① 教育職員等に対する啓発
② 児童生徒等に対する啓発
③ データベースの整備等
④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見対処に関する措置

① 早期発見のための措置
② 学校への通報、警察署への通報等
③ 専門家の協力を得て行う調査
④ 児童生徒等の保護支援等
⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。
※児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の**欠格期間経過後、上記の厳しいルール**に基づき再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日（令和3年6月4日）から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討
◎3年後の見直し

第６回事務局提出資料

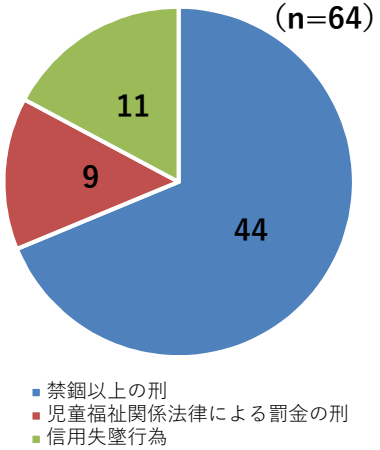
わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果①

＜調査について＞
○　**各都道府県に対して、平成15年から令和２年10月末までの間にわいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた者について実態調査を行い、わいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた計64名について、以下のとおり分析を実施。**

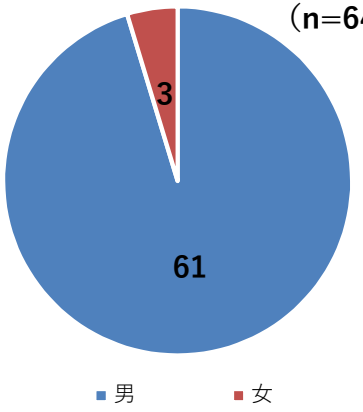
＜本調査における「わいせつ行為等」の定義について＞
○　「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
○　「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ（１３歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び１３歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
○　「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

＜その他＞
○　なお、平成15年から令和２年４月までの間に保育士登録の取消処分を受けた者は計127名（男67名、女60名）である。

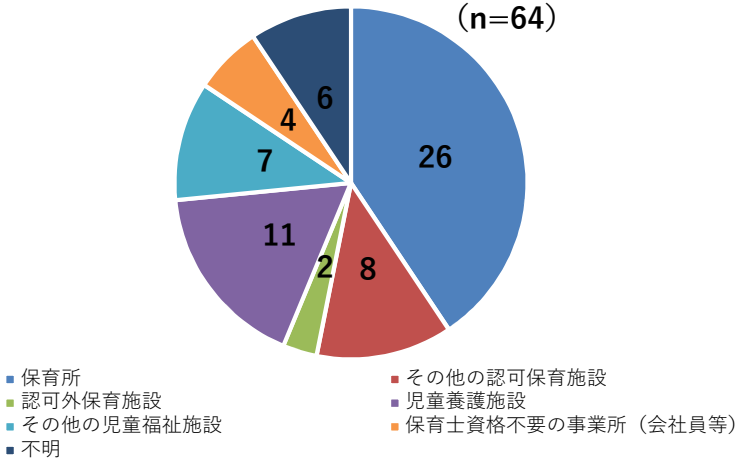
取消処分の根拠
（n=64）



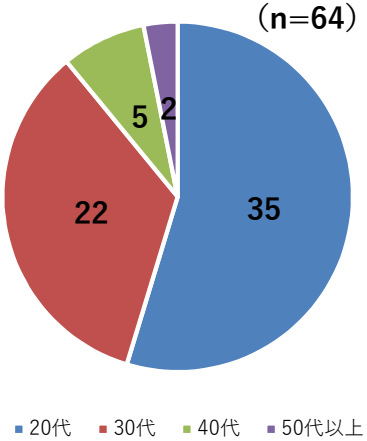
被処分者の性別
（n=64）



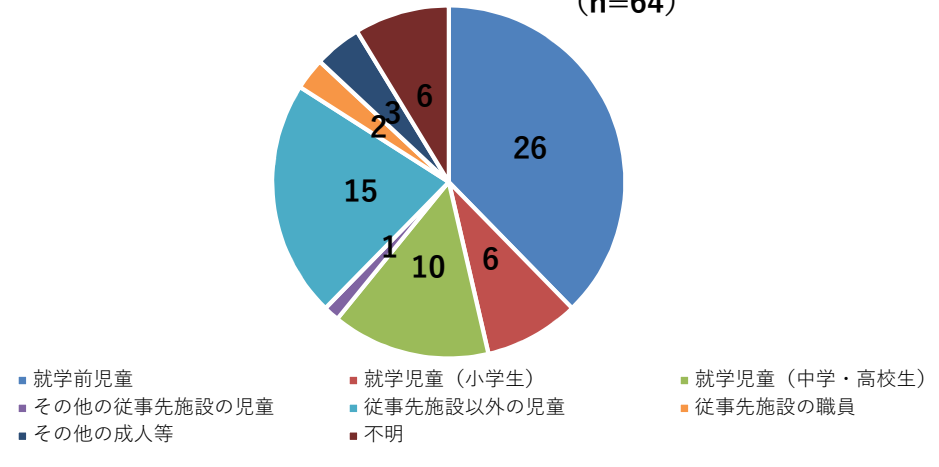
被処分者の所属する施設等
（n=64）



被処分者の年齢層
（n=64）



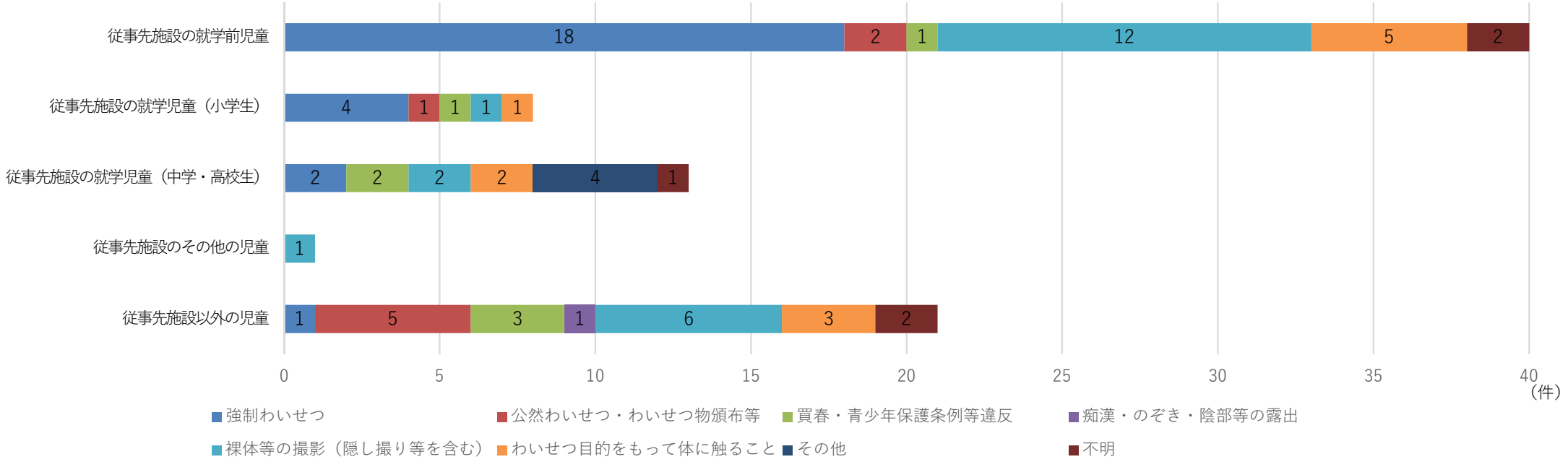
わいせつ行為等の相手の属性
（n=64）



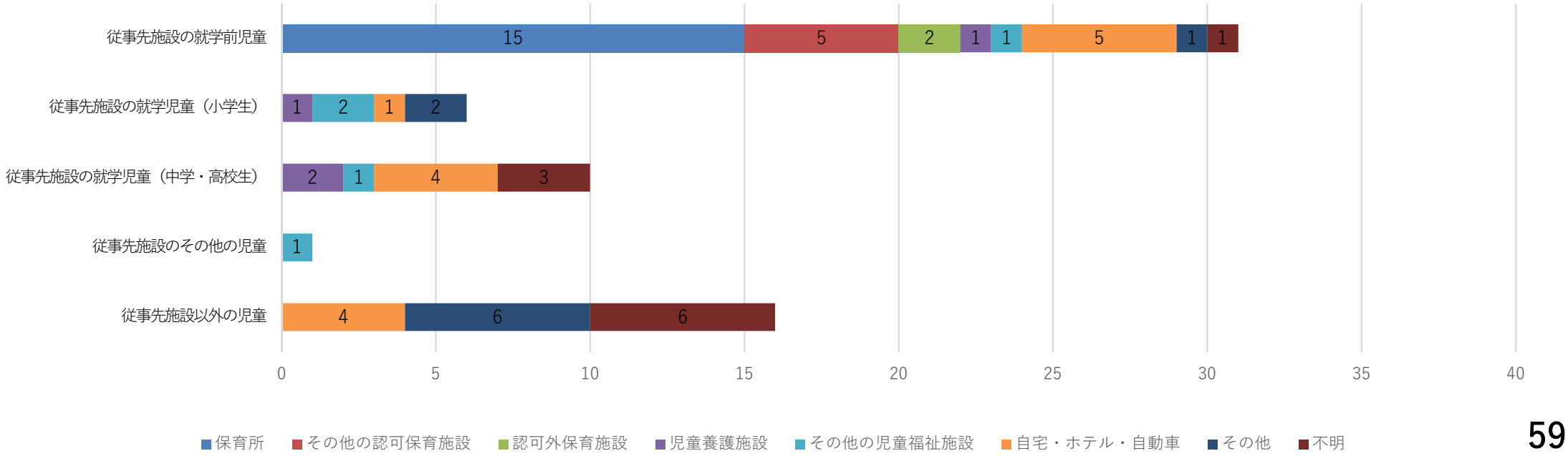
第６回事務局提出資料

わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果②

児童の属性によるわいせつ行為の態様（複数回答可）



児童の属性によるわいせつ行為等が行われた場所（複数回答可）



第６回事務局提出資料

保育士登録の取消事務に関する実態調査結果

＜調査について＞
○　各都道府県に対して、過去に取消処分が行われた者から、平成30年４月から令和２年10月末までの間で再登録申請があった件数等について調査。

再登録申請の状況

	１－１			１－２			１－３		
	過去に取消処分が行われた者から、平成30年４月から令和２年10月末までの間で、再登録申請があった件数			１－１のうち、過去にわいせつ行為により、貴都道府県で取消処分を行った者からの再登録申請の件数			１－２のうち、児童へのわいせつ行為により、貴都道府県で取消処分を行った者からの再登録申請の件数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
合計	2	2	**4**	1	0	1	1	0	**1**

不適切保育に関する対応についての調査研究（概要）

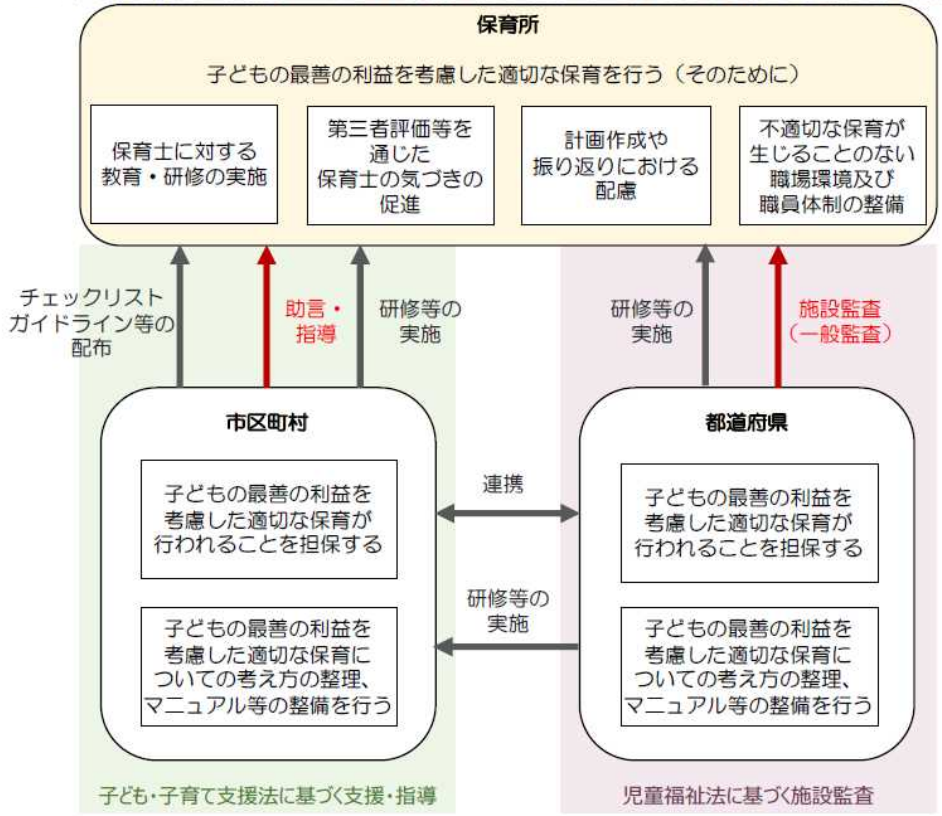
（令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

Ⅰ．不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

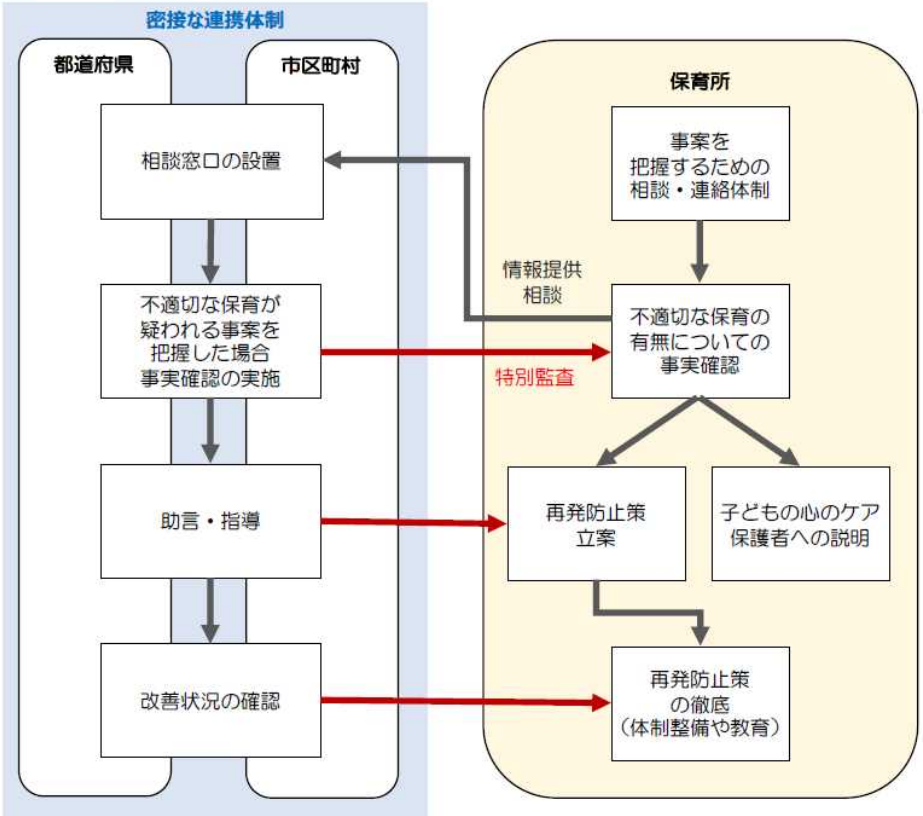
※　本手引きにおいては、「不適切な保育」の範囲を「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」と解している。

＜不適切保育に関する関係者の役割分担と連携体制＞

不適切な保育の未然防止のために保育所が担う役割と、それを支える市区町村及び都道府県



不適切な保育が疑われる事案発生時の市区町村及び都道府県、保育所が担う役割



Ⅱ．事例集

・不適切保育予防と発生時の対応－基本的な保育に対する認識の共有と、園全体の改善－（神奈川県横浜市）

・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の整備と地域の保育事業者への支援体制（宮城県仙台市）

・「保育の質ガイドブック」を活用した質の高い保育の維持と支援体制（神奈川県川崎市）

・「西東京市保育の質のガイドライン」整備と基幹型保育園の設置（東京都西東京市）

・「保育の質ガイドライン」の整備と保育の質の向上を推進するための取り組み（東京都八王子市）

Ⅲ．実態調査

● 不適切な保育に関する事案の令和元年度の把握実績

- 不適切な保育が疑われる事案の事実確認を行った自治体（16.5%、175自治体）のうち、不適切な保育の事実が確認された自治体は**9.0%（96自治体）**、件数は全国計で**345件**。
- 確認された不適切な保育に該当した行為類型は、**「罰を与える・乱暴なかかわり」**が最も多く、**「子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり」**や**「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ」**が続いた。
- 確認された不適切な保育の事例については、**9割以上**の自治体が何らかの是正のための対応を取っていた。

● 不適切な保育の未然防止及び発生時への備えについての取り組み

- ガイドラインやマニュアルを作成している自治体は**ごく一部**
- チェックリストを作成している自治体は、都道府県が**11.1%**、政令市等が**21.0%**、それ以外の市区町村が**9.3%**

● 発生時の対応体制

- 事実確認のプロセスを明確に定めているのは、都道府県が**11.1%**、政令市等が**8.6%**、それ以外の市区町村は**8.5%**

● 都道府県と市区町村の連携体制

- 市区町村/都道府県との情報共有に関する手順が定められているのは、都道府県で**8.9%**、市区町村においては、**ごく一部**（共有自体は状況に応じて実施）

第６回事務局提出資料

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

<目　的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載

（１）保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
（２）保育内容等の評価の目的と意義
（３）保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

・　保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載

（１）保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
（２）保育における子どもの理解
（３）保育の計画と実践の振り返り
（４）保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載

（１）保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
（２）評価の観点・項目の設定
（３）現状・課題の把握と共有
（４）保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

・　保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載

（１）保育の記録とその活用
（２）保育所における取組の進め方
（３）自己評価の方法とその特徴
（４）自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

・　保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載

（１）自己評価の結果を公表する意義
（２）自己評価の結果の公表方法
（３）自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

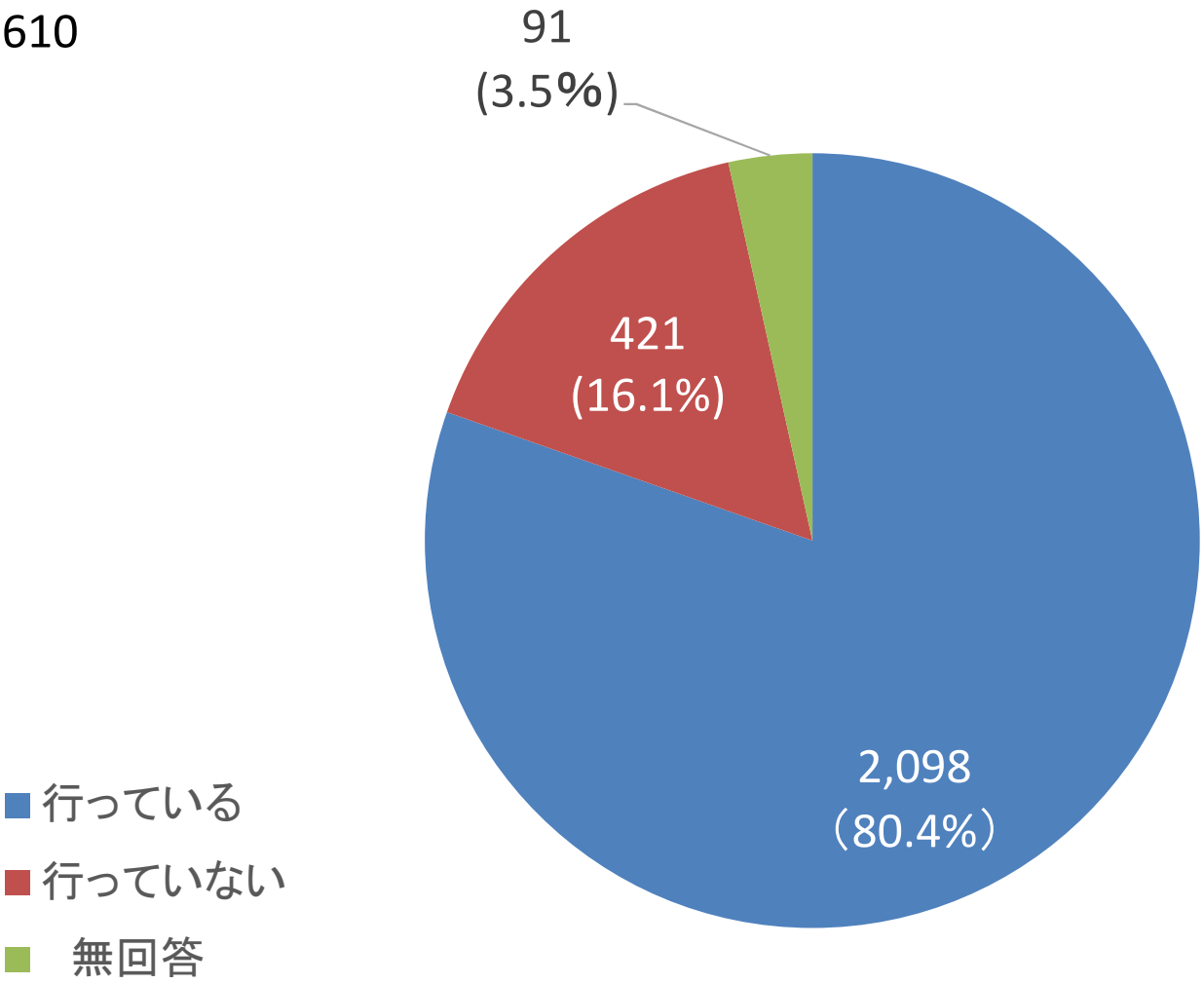
別添：保育内容等の自己評価の観点（例）、関係法令等

保育所における自己評価等に関する実態調査①（自己評価の実施状況）

○ 「園において自己評価を行っている」と回答したのは、２，０９８か所（８０．４％）。
○ 「園において自己評価を行っていない」と回答したのは、４２１か所（１６．１％）。

＜自己評価の実施状況＞

n=2,610



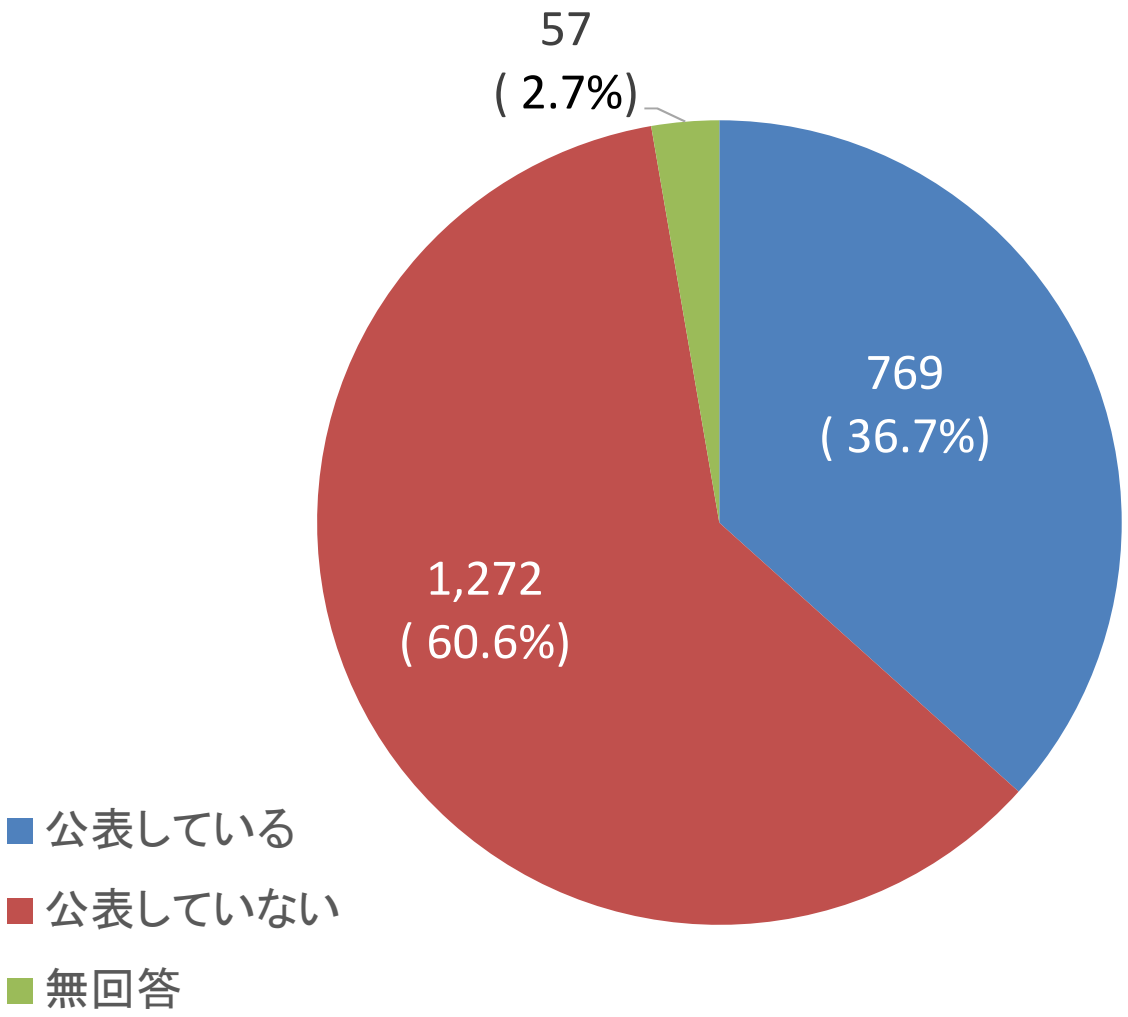
（資料出所）厚生労働省「保育所における自己評価等に関する実態調査（平成30年10月）」

保育所における自己評価等に関する実態調査②（自己評価結果の公表状況）

○ 「自己評価の結果を公表している」と回答した園は、769か所（36．7%）。
○ 「自己評価の結果を公表していない」と回答した園は、1，272か所（60．6%）。

＜自己評価結果の公表状況＞

n=2,098



（資料出所）厚生労働省「保育所における自己評価等に関する実態調査（平成30年10月）」

福祉サービス第三者評価事業の概要

目的

○　福祉サービス第三者評価事業（※）は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。

（※）福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

評価基準

○具体的な第三者評価は

①保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所（以下、「社会福祉事業」という）に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成30年最終改訂）

②社会福祉事業の種別（保育所、児童館、高齢者福祉サービス等）の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」（平成17年策定、令和2年最終改訂）

に基づき実施。

※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

○　保育をはじめとする社会福祉事業（※）の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条）

（※）社会福祉法第２条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

①第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業

②第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設（児童館）、保育所等を経営する事業

○　保育所等（※）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の２第２項）

（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

第６回事務局提出資料

「福祉サービス第三者評価事業」の保育所等における受審の状況

		過去５年以内に受審している						過去５年より前に受審している	受審していない
			１年以内に実施	１年超～２年以内に実施	２年超～３年以内に実施	３年超～４年以内に実施	４年超～５年以内に実施		
施設数	保育所等	6408	2963	1226	1157	524	537	1700	20629
	地域型保育事業所	441	268	58	65	24	27	47	5947
受審率	保育所等	22.3%	10.3%	4.3%	4.0%	1.8%	1.9%	5.9%	71.8%
	地域型保育事業所	6.9%	4.2%	0.9%	1.0%	0.4%	0.4%	0.7%	92.4%

（資料出所）厚生労働省「社会福祉施設等調査（令和元年）」

注１）保育所等には、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園が含まれる

注２）地域型保育事業所には、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所が含まれる

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

○ 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。

○ 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。

（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（令和元年6月24日付一部改正））

実施主体

・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。

※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

＜対象者＞

・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【マネジメント研修】

＜対象者＞

・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【保育実践研修】

＜対象者＞

・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

指定手続き

・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。

・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

・ 1分野15時間以上とする。

※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）

・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

第１回事務局提出資料

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 （主に0歳から3歳未満児向けの保育内容）	・　乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・乳児保育の意義 ・乳児保育の環境 ・乳児への適切な関わり ・乳児の発達に応じた保育内容 ・乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 （主に3歳以上児向けの保育内容）	・　幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・幼児教育の意義 ・幼児教育の環境 ・幼児の発達に応じた保育内容 ・幼児教育の指導計画、記録及び評価 ・小学校との接続
③障害児保育	・　障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・障害の理解 ・障害児保育の環境 ・障害児の発達の援助 ・家庭及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	・　食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・　アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・　他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・栄養に関する基礎知識 ・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の理解 ・保育所における食事の提供ガイドライン ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	・　保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・　安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・　他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・保健計画の作成と活用 ・事故防止及び健康安全管理 ・保育所における感染症対策ガイドライン ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	・　保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・保護者支援・子育て支援の意義 ・保護者に対する相談援助 ・地域における子育て支援 ・虐待予防 ・関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	・　主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	・マネジメントの理解 ・リーダーシップ ・組織目標の設定 ・人材育成 ・働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	・　子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	・保育における環境構成 ・子どもとの関わり方 ・身体を使った遊び ・言葉・音楽を使った遊び ・物を使った遊び

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善対象者の研修受講状況（令和２年度末時点）

＜副主任保育士・中核リーダー等＞

	研修要件を満たしている	研修が１分野（15時間未満）不足している	研修が２分野（15時間以上30時間未満）不足している	研修が３分野（30時間以上45時間未満）不足している	研修の４分野（45時間以上）不足している	合　計
保育所等	1,932人 (27.5%)	1,257 人 (17.9%)	1,254人 (17.9%)	1,231人 (17.5%)	1,342人 (19.1%)	7,016人 (100.0%)
幼稚園	133人 (16.2%)	181人 (22.1%)	101人 (12.3%)	130人 (15.9%)	275人 (33.5%)	820人 (100.0%)
認定こども園	1,515人 (23.9%)	791人 (12.5%)	1,156人 (18.2%)	1,125人 (17.7%)	1,758人 (27.7%)	6,345人 (100.0%)

（参考）副主任保育士、中核リーダー等の研修要件
- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修のうちの４分野（保育実践研修を除き、副主任保育士についてはマネジメント研修を含むことが必要。）の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計60時間以上。中核リーダーについては15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要。）の修了

＜職務分野別リーダー・若手リーダー＞

	研修要件を満たしている	研修要件を満たしていない	合　計
保育所等	2,533人 (47.0%)	2,861人 (53.0%)	5,394人 (100.0%)
幼稚園	134人 (30.7%)	302人 (69.3%)	436人 (100.0%)
認定こども園	1,802人 (38.2%)	2,916人 (61.8%)	4,718人 (100.0%)

（参考）職務分野別リーダー等、若手リーダー等の研修要件
- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修（専門分野別研修）のうち担当する１分野の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計15時間以上。担当する分野の研修を含むことが必要。）の修了

第６回事務局提出資料

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
議論のとりまとめ【概要】

2020（令和２）年６月２６日

１．保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色
（遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等）

保育の現場において求められること
（保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等）

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。
（保育の質を捉えるに当たり、・「子どもにとってどうか」という視点を基本とする・一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある・様々な文脈や関係性を考慮することに留意）

２．保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

①保育所保育指針を共通の基盤とした取組

●評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

②組織及び地域全体での取組

●保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
●地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③多様な視点を得る「開かれた」取組

●現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
●保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④地域における支援人材の確保・育成

●現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

⑤地域の取組と全国的な取組の連動

●現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
●各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

３．今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

●保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発●「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」に基づく保育内容等の評価の充実
●地域におけるネットワークの構築推進●キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実●関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

※　今後検討すべき事項として挙げられた「３歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会　骨子（案）の要点

参考

○　子育てに関する相談件数、虐待相談対応件数が右肩上がりになる中で、以下の視点から制度改正を行う。
1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化
2. 児童相談所の支援機能等の強化
3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上
4. 人材育成等

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

（1）把握・マネジメント機能の強化

○市区町村における**身近な子育て支援（保育所等）による身近な把握・相談機能の整備**
○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置**　※子育て世代包括支援センター（母子保健）子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を再編。
○支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

（2）支援の充実

○支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設**　※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
○支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

○児童相談所の**支援強化**　※民間を活用して保護者支援（親子再統合）や里親支援（里親支援機関の児童福祉施設化）の確実な提供を可能に。
○**一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
○一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

○児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
○都道府県による**意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**（児童福祉審議会等）を活用した枠組み整備
○社会的養育経験者の**自立支援**の充実　※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

○**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設（P）**
○わいせつ行為を行った保育士の対策等